

54 日本型直接支払

【80,897(79,371)百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<背景/課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。
- ・このため、平成27年度から施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

政策目標

地域活動、農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,251(48,251)百万円
(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援します。

補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等
都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）

事業実施主体：農業者等の組織する団体

[平成27年度予算概算要求の概要]

2. 中山間地域等直接支払交付金 30,000(28,474)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、農業生産活動（耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等）を将来に向けて維持するための活動を支援します。

来年度から実施する第4期対策では、体制整備のための前向きな取り組み（女性・若者等の参画、人・農地プランの活用等）を促進するとともに、新たな人材の呼び込みや集落同士の連携活動を後押しします。併せて、超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化し、将来にわたり中山間地域の農業や集落を維持できるよう支援します。

（ 補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等 ）

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,646(2,646)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

（ 補助率：定額（カバークロップ（緑肥）の作付：8,000円/10a等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)
2の事業 農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359)
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499) ）

日本型直接支払の概要

【平成27年度予算概算要求額 80,897(79,371)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。
- このため、平成27年度から施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払 48,251(48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



中山間地域
(山口県長門市)

中山間地域等直接支払 30,000(28,474)百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援



カバークロープ
(緑肥)の作付け

環境保全型農業直接支払 2,646(2,646)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

多面的機能支払制度の概要

【平成27年度予算概算要求額 48,251 (48,251) 百万円】

多面的機能支払交付金
45,299 (45,299) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】 2,952 (2,952) 百万円

都道府県、市町村及び地域協議会による事業の推進を支援

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成27年度予算概算要求額 30,000 (28,474) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
28,600 (28,090) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動の支援について、集落の維持・強化の観点から制度拡充を図り、新たに第4期対策として実施。

【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

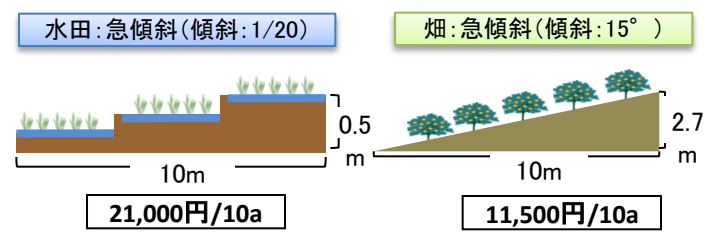
特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法及び東日本大震災復興特別区域法

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付。
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定。

【集落協定に基づく活動】

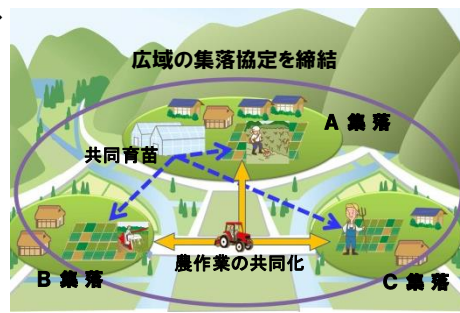
- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (農作業委託等による耕作放棄の発生防止、鳥獣害対策等)
 - ② 体制整備のための前向きな取組 (女性・若者等の参画、人・農地プランの活用、持続可能な生産体制の構築)
- ◎ 地域の実情に応じた現場の活動を支援するための弾力的な制度運用を推進

【加算措置】

◎ 高齢化、人口減少により、農業生産活動の継続が心配されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが継続されるよう加算措置を拡充

【集落連携・機能維持加算】

① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援 (拡充)
複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援。



[単価]

地目にかかわらず	4,000円/10a
----------	------------

② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援 (継続)

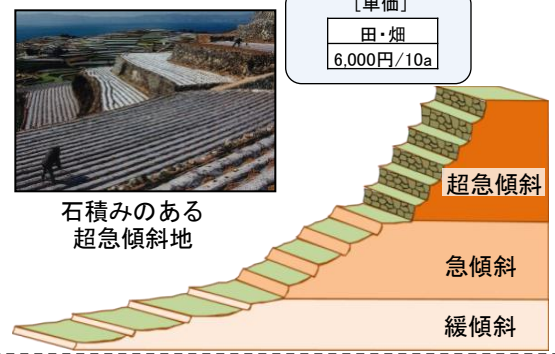
協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援。

[単価]

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保全管理加算】(新規)

超急傾斜地 (田: 1/10以上、畑: 20度以上) の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援。



【中山間地域等直接支払推進交付金】 1,400 (384) 百万円
都道府県、市町村による事業の推進を支援。

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成27年度予算概算要求額 2,646(2,646)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2,470(2,470)百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。

【対象者】

農業者の組織する団体、農業者※等

※ 一定の条件を満たす農業者を想定

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる活動の例

緑肥の作付け



堆肥の施用



〔5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する活動〕

土壌中に炭素を貯留し
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる活動の例

有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない活動〕

様々な生物を地域で育み
生物多様性保全に貢献

※ 上記の全国共通取組のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

◎ 単価表

- ・自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援
- ・複数の活動を組み合わせて実施する場合は、各活動に対して支援

全国共通取組		地域特認取組の例	
対象活動	交付単価	対象活動	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a	IPM※1を実践する取組	4,000円/10a ～8,000円/10a※2
堆肥の施用	4,400円/10a		
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)	冬期湛水管理※3	8,000円/10a

※1: IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※2: 対象作物や交付単価は道県により異なる

※3: 冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※ 農業者の組織する団体等は、これらの対象活動に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 176(146)百万円

都道府県、市町村による事業の推進を支援。

55 農村集落活性化支援事業 [新規]

【1,000(一)百万円】

対策のポイント

人口減少社会を踏まえ、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化により、地域の維持・活性化を図る取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農村地域においては、人口の減少・高齢化が都市に先駆けて進行し、単独で農地や農業用施設を維持・管理することが困難な集落が増加しています。
- ・このため、集落機能の低下により農地の管理が難しくなっている地域において、地域全体の存続を図るための将来像の構想を策定する取組や、集落間の連携によって互いの労働力不足を補完するなど地域ぐるみの組織化を図る必要があります。

政策目標

全国250地域において、集落のネットワーク化等を通じ農村地域の維持・活性化を実現（平成27～31年度）

<主な内容>

1. 住民が主体となった地域の将来ビジョン作成

- (1) 住民間で徹底した話し合いを行う際に、専門知識をもったアドバイザーがコーディネートするワークショップの開催を支援します。
- (2) 地域活性化のコーディネーターの育成や地域住民の意識改革を行うための先進地視察、セミナー参加等を支援します。
- (3) 地域の将来像を構想するために必要なビジョンの作成を支援します。

2. 地域全体の維持・活性化を図るための体制構築

農村地域において地域のインフラとして従来から機能してきた組織（集落営農組織等）を活用し、地域の維持・活性化に必要なサービス（農産物の庭先出荷、高齢農家に対する声かけや農業資材の購入サポート等）の提供が可能な体制の構築を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：地域協議会等）

<各省との連携>

- 国土交通省 ・「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進
地域の公共交通ネットワークの再構築
- 厚生労働省 ・地域包括ケアシステム（生活支援の充実等）

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2203）]

56 山村振興交付金 [新規]

【1,500(一)百万円】

対策のポイント

山村の特色ある豊かな資源の活用や地域の魅力づくり等を通じた雇用・所得の創出の取組を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・山村には、特色ある農林産物に加え、我が国に固有の自然・景観、伝統文化等の多くの地域資源が存在しています。こうした資源に恵まれた山村は、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としての評価が高まっています。
- ・一方、山村では、人口減少や高齢化が著しいことから、人材や労働力が不足するとともに、それに伴い地域に受け継がれてきた資源の活用が低調となっており、地域社会の再生を図ることが喫緊の課題となっています。
- ・このため、山村の未利用資源等の活用による、農林業を核とした雇用や所得の創出と、こうした活動と連携した魅力ある地域づくりを総合的に推進することが必要となっています。

政策目標

取組地域において、山村の地域資源を活用した地元の雇用創出や所得向上を実現

<主な内容>

1. 地域経済活性化推進対策

地場産品等の域内消費の拡大や域外への販売促進等を通じた地域経済の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村地域の未利用資源や地場産品などの潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織づくり・人材育成、取組の試行実践等）を支援します。

2. 魅力ある地域づくり推進対策

山村景観・文化といったその土地に固有の魅力や価値を「見える化・パッケージ化」することにより地域のブランド力を高める取組や、農林業の生産活動を基礎とする山村地域における協働や共助を促進する取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：市町村等）

（お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課（03-3502-6005）
林野庁森林利用課（03-3502-0048））

山村振興交付金（新規）

平成27年度予算概算要求額【1,500（一）百万円】

対策のポイント

- 山村では、人口減少や高齢化が著しく、地域経済の低迷により集落の維持が懸念される状況。
- 一方、特色ある農林産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在。近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としても評価が高まっている。山村の振興には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要。
- このため、地域資源を再評価し、山村の特色ある豊かな資源を活用した雇用・所得の創出と魅力ある地域づくりを総合的に支援。

対策の内容

【ねらい】 地元の雇用や所得の創出と魅力ある地域づくりの推進

【対策①】 地域経済活性化推進対策

○未利用資源等の発掘・活用による地域経済の活性化

- ・地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
- ・未利用資源等を地域ぐるみで利活用するための組織づくり・人材育成
- ・特色ある地域資源の域内消費の拡大や域外への販売促進等を図る取組の試行実践

【対策②】 魅力ある地域づくり推進対策

○個性を活かした山村らしく魅力ある地域づくりの推進

- ・地域固有の魅力や価値の「見える化・パッケージ化」による地域ブランド力の向上
- ・準市民・サポーター制の導入やNPOとの連携等の促進
- ・農林業の生産活動を基礎とする山村地域における協働・共助の促進



山村の自立的な振興

57 離島漁業再生支援交付金

【1, 381 (1, 235) 百万円】

対策のポイント

- ・条件不利地域であり、漁業者の減少や高齢化が進展する離島において、漁場の生産力の向上など漁業再生活動を支援します。
- ・また、新規漁業就業者の定着の促進に重点をおいた、「新規就業者特別対策交付金」を創設します。

<背景/課題>

- ・離島漁業は離島経済を支える基盤的産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃油・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題です。
- ・一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面では不利な条件下にあり、特に近年、消費者の鮮度志向が強まる中、販売面で一層不利な状況におかれるようになっていきます。また、漁業就業者の減少・高齢化も進行しています。
- ・このような厳しい状況にある離島漁業が衰退すれば、離島経済に重大な損害を与え、最終的には無人離島に陥るおそれもあり、ひいては広大な排他的経済水域の管理にも支障が生じるおそれがあります。
- ・このため国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させていくことが必要です。

政策目標

離島の漁業集落が共同して漁業の再生のために行う取組により、漁村の活性化を図り、新規漁場整備などによる新たな水産物の提供量が増加すること

<主な内容>

1. 離島漁業再生支援交付金 1, 307 (1, 185) 百万円
離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金の交付による支援を行います。
また、初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、新たに離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。
2. 離島漁業再生支援推進交付金 74 (50) 百万円
都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などについて支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)]

離島漁業再生支援交付金

【平成27年度予算概算要求額 1,381(1,235)百万円】

【離島漁業再生支援交付金】 1,307(1,185)百万円

第3期対策

(平成27年度～平成31年度)

- ・共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落(地区)に対し、交付金による支援を実施。
- ・特に新規漁業就業者への漁船・漁具等のリースの取組を支援する「新規漁業就業者特別対策交付金」を創設。

【対象地域】

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象。

【集落協定に基づき次の取組活動を実施】

(基本交付金)

- ① 漁場の再生に関する話し合い
- ② 漁場の生産力向上のための取組
種苗放流、漁場の管理・改善、
産卵場・育成場の整備 等
- ③ 漁場の再生に関する実践的な取組
新たな漁具・漁法の導入、
新規漁業への着業、
流通体制の改善、高付加価値化、
販路拡大 等



アワビの種苗放流

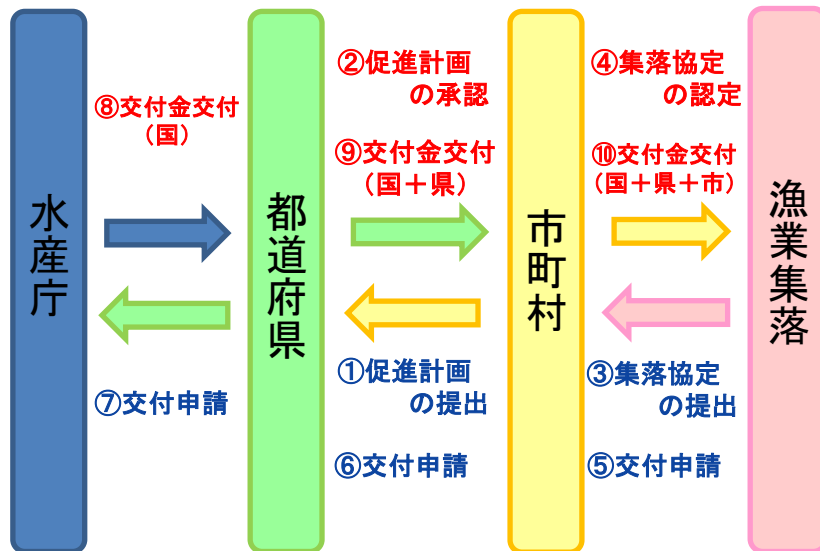


サワラ高付加価値化

(新規漁業就業者特別対策交付金)

新規漁業就業者への漁船・漁具等のリースの取組

【事業の仕組み】



【離島漁業再生支援推進交付金】 74(50)百万円

都道府県、市町村による事業の推進を支援。

58 都市農村共生・対流総合対策交付金

【2,600(2,100)百万円】

対策のポイント

福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進するため、重点対策として各省連携プロジェクトを実施します。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、福祉等へのニーズが増大するとともに、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る必要があります。
- ・人口減少社会に対応し、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを進め、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進する必要があります。その際、都市の若者の受入れや地域と大学・企業との連携などを通じ、地域外の人材の活用を図ることも重要です。

政策目標

全国500地域において、都市と農村の共生・対流を通じた所得・雇用の増大を実現（平成25～29年度）

<主な内容>

1. 集落連携推進対策：農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動を支援します。
2. 人材活用対策（田舎で働き隊）：地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受入れを支援します。
3. 施設等整備対策：活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援します。
4. 広域ネットワーク推進対策：地域を越えた人材の活用、優良事例の情報発信等を支援します。

補助率：1, 2, 4の事業 定額（1地区当たり上限800万円、250万円 等）
3の事業 1/2以内（1地区当たり上限2,000万円 等）
事業実施主体：1, 2, 4の事業 地域協議会、農業法人、NPO 等
3の事業 地域協議会、地域協議会の構成員（市町村等） 等

【各省連携プロジェクト】

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
子どもの農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援します。
〔連携省庁〕総務省、文部科学省
- 「農」と福祉の連携プロジェクト
高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援します。
〔連携省庁〕厚生労働省
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト
農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用します。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を推進します。
〔連携省庁〕総務省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省
- 農観連携プロジェクト
農林漁業体験等のグリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者を農山漁村へ呼び込むための受入環境整備やプロモーションの推進等により、新たな観光需要を開拓する取組を支援します。
〔連携省庁〕国土交通省

お問い合わせ先：
農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
農村振興局中山間地域振興課 (03-3502-6005)

都市農村共生・対流総合対策交付金 【平成27年度概算要求額：2,600(2,100)百万円】

○ 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大。このため、各省連携プロジェクトを重点対策として位置づけ、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動を支援。

○ また、人口減少社会に対応し、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを進め、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進。その際、「田舎で働き隊」による都市の若者の受入れや地域と大学・企業との連携などを通じ、地域外の人材の活用を推進。

農山漁村の現状

- ・ 人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・ 農業所得の減少
- ・ 社会インフラの老朽化
- ・ 廃校等遊休資源の増加
- ・ 美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・ 都市との交流に関心



所得・雇用、
活性化の必要

都市と農山漁村 の共生・対流 を強みに推進



いやしやすらぎ
新たなライフスタイル
のニーズ

消費者・都市住民のニーズ

- ・ 農山漁村へ訪問することへの関心
- ・ 農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・ 農園芸活動の心身へのリハビリ効果
- ・ 団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・ 若者の農業への関心
- ・ 美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策としての各省連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 子どもの農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援

連携省庁

総務省 文部科学省



子どもの体験学習

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援

連携省庁

厚生労働省



高齢者生きがい農園

空き家・廃校活用交流プロジェクト

- 農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を推進。

連携省庁

総務省 文部科学省 国土交通省 厚生労働省 経済産業省



交流施設等への廃校活用

農観連携プロジェクト

- 農林漁業体験等のグリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者を農山漁村へ呼び込むための受入環境整備やプロモーションの推進等により、新たな観光需要を開拓する取組を支援

連携省庁

国土交通省



農家での交流

都市農村共生・対流総合対策交付金

集落連携推進対策

(旧小学校区単位)

- ・ 地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制整備、自立的活動の後押し

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：上限800万円/地区
中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区 上限900万円/地区

十 人材活用対策 田舎で働き隊

- ・ 外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額（上限250万円/地区）

十 施設等整備対策

- ・ 空き家、廃校等の補修等

- 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等) 等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：1/2等（上限2,000万円/地区 等）

広域ネットワーク推進対策

(全国・都道府県単位)

- ・ 地域を越えた人材の活用、優良事例の情報受発信

- 実施主体：民間団体、NPO、都道府県等
- 実施期間：5年間
- 補助率：定額

59 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【8,032(6,540)百万円】

対策のポイント

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。

<背景/課題>

- ・高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつあります。
- ・農山漁村の活性化を推進するためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用し、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要です。
- ・また、人口減少社会を踏まえ、地域コミュニティ・集落を再生し、人を呼び込む魅力ある農山漁村の構築を図るため、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流を推進することが必要です。

政策目標

全国250市町村において、定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出（平成24～28年度）

<主な内容>

1. 生産基盤及び施設の整備：定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備を支援します。
2. 生活環境施設の整備：定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援します。
3. 地域間交流拠点等の整備：地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援します。

（補助率：定額（定額、1/2等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等）

【各省連携プロジェクト】

○ 子ども農山漁村交流プロジェクト

子どもの農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、受入側の宿泊体験施設・教育農園等の整備を支援します。

〔連携省庁〕総務省、文部科学省

○ 「農」と福祉の連携プロジェクト

高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着に向けて、高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備を支援します。

〔連携省庁〕厚生労働省

○ 空き家・廃校活用交流プロジェクト

農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や集落拠点の核となる多機能な施設の整備を支援します。

〔連携省庁〕総務省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省

○ 農観連携プロジェクト

農林漁業体験等のグリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者を農山漁村へ呼び込むための受入側の農家民宿、伝統文化継承施設等の整備を支援します。

〔連携省庁〕国土交通省

【お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-3501-0814）】

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【平成27年度予算概算要求額：8,032(6,540)百万円】

- 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援
- 人口減少社会を踏まえ、地域コミュニティ・集落を再生し、人を呼び込む魅力ある農山漁村の構築を図るため、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流を推進

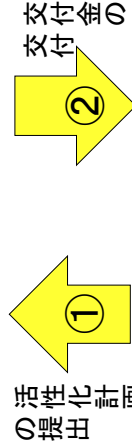
交付金の特徴

- 地域の創意工夫等による活性化計画の策定・提出
- 計画主体に対して、交付対象施設整備費の概ね1/2以内で交付
- 地域の実情に応じて複数年（5年以内）の計画策定が可能
- 地域独自の提案メニューも支援

交付金の流れ

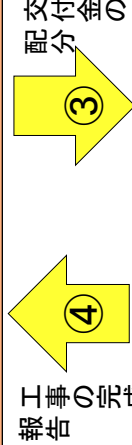
【補助率：定額(定額、1/2等)】

農林水産省



計画主体

(都道府県又は市町村)



事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、漁業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者等

交付金対象施設

生産基盤及び施設

農林漁業の振興を図る生産基盤・生産施設の整備を支援



農林水産物処理加工施設



農林水産物集出荷貯蔵施設

区画整理、農業用排水路、育苗施設、農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設 等

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援



簡易給排水施設



防災安全施設

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等

地域間交流拠点

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援



廃校・廃屋等改修交流施設



地域連携販売力強化施設

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業体験施設、地域連携販売力強化施設 等

資源の有効利用等

資源の有効利用を確保するための施設の整備を支援



自然・資源活用施設



リサイクル施設

遊休農地解消支援、自然・資源活用施設、リサイクル施設、集落拠点強化施設 等

各省連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

「農」と福祉の連携プロジェクト

空き家・廃校活用交流プロジェクト

農親連携プロジェクト

○受入側の宿泊体験施設・教育農園等の整備を支援

○高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備を支援

○空き家・廃校を活用し、集落拠点の核となる多機能な施設の整備を支援

○受入側の農家民宿、伝統文化継承施設等の整備を支援

〔連携省庁〕 総務省、文部科学省

〔連携省庁〕 厚生労働省

〔連携省庁〕 国土交通省

60 美しい農村再生支援事業

【1, 000 (1, 000) 百万円】

対策のポイント

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・地域に受け継がれてきた棚田、疏水等は、日本社会の形成過程や伝統文化、経験に裏打ちされた持続可能な資源管理の方法などを今に伝えるとともに、農村の総合的な価値を構成しています。
- ・しかしながら、農村地域では、過疎化・高齢化が急速に進行しており、このような価値がますます希少化するとともに、その保全・継承が困難化しています。
- ・農村の景観、伝統等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生するとともに、継続的に活用して農業・農村の活性化を図るため、関係省庁とも連携し、美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要があります。

政策目標

年間100地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取組を実施（平成26年度～29年度）

<主な内容>

日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区や国際連合食糧農業機関（FAO）が認定した世界農業遺産（GIAHS）に該当する地域を対象に以下の支援を行います。

1. 農村の価値の向上・継承

800 (400) 百万円

農村の有する景観や伝統等に着目し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動計画づくり・体制整備等の取組や、地域製品のブランド化等の地域活性化の取組の立ち上げに対して支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：市町村等）

2. 残したい農村資源の保全・復元

200 (600) 百万円

体制整備や活動立ち上げ等の上記1の活動に併せて必要となる棚田や疏水等の農村資源の整備を支援します。

（補助率：1/2等
事業実施主体：市町村等）

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359)]

美しい農村再生支援事業(継続)

平成27年度予算概算要求額【1,000(1,000)百万円】

現状とニーズ

- 過疎化・高齢化により、集落の活力低下。
- 潜在力はあるが十分に活用されていない農業資源が存在し、年々老朽化が進行。
- 農村の歴史的景観や伝統等に対する都市住民のニーズの高まり。
- 農業資源の魅力の再構築と地域活性化の機運の高まり。

支援内容

美しい農村を再生する取組の必要性

- 地域住民や、都市のボランティア等が参加した体制づくり、計画づくり



- 体制整備や活動立ち上げに付随的に必要となる農業資源の整備



- 地域活性化の取組の立ち上げ
※ 特徴的な農村資源を活用した地域の魅力向上 等



新たな取組の計画づくり

住民参加による農業資源の整備

(棚田米)
地域製品のブランド化

1. 農村の価値の向上・継承 (800百万円、補助率 定額)
 2. 残したい農村資源の保全・復元 (200百万円、補助率 1/2等)
※ 1のみの実施が可能
- 対象: ・ 日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区
・ 国際連合食糧農業機関(FAO)が認定した世界農業遺産(GIAHS)に該当する地域
- 事業実施主体: 市町村等

アウトプット(期待する効果)



都市住民が参加する
田植え・収穫祭

花祭りの開催

観光客訪問

外国人訪問

地域製品の
販売促進

農村の歴史的景観や伝統等を活用した農業・農村の活性化

61 都市農業機能発揮対策事業 [新規]

【250（－）百万円】

対策のポイント

- ・都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた調査・検討等を進めます。
- ・都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進します。

<背景／課題>

- ・都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた取組が求められています。
- ・このため、関係省庁と連携して、都市農業に関する制度の調査・検討や、都市農業の意義の啓発を進めるとともに、新たな取組である福祉農園の拡大・定着等を進めていく必要があります。

政策目標

- 都市農業の振興等について、個別の課題を整理し、検討を推進
- 都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大
〔意識・意向調査による肯定的評価の割合
52%（平成23年度） → 70%（平成32年度）〕

<主な内容>

1. 都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

〔委託費
委託先：地方公共団体等〕

2. 都市農業の意義の周知

制度検討から得られた課題を踏まえつつ、都市農業が多様な機能を発揮することの意義を周知するため、専門家の派遣、啓発事業の開催等を支援します。

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

3. 福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、制度検討から得られた知見を生かしつつ、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進します。

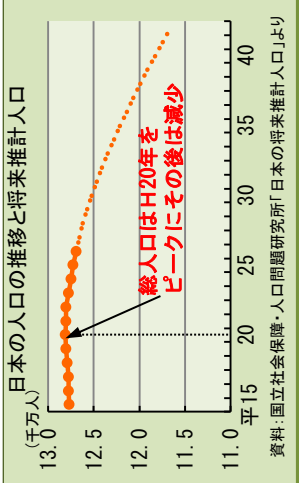
〔補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：NPO法人、社会福祉法人、民間団体等〕

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）]

都市農業・都市農地をめぐり環境の変化

人口・社会の変化

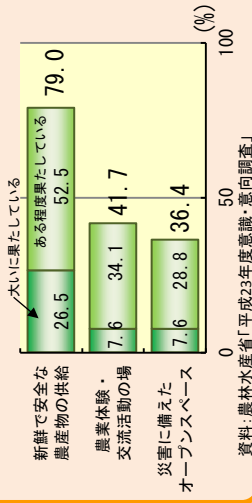
○人口の減少が進む中、都市の開発需要は減少。住宅と農地の共生するまちづくりが課題に。



都市住民の理解

○都市において都市農業、都市農地の保全を求める声が増大。一方で、その果たしている役割への理解にはばらつき。

都市住民の都市農業・農地の役割への理解



農と福祉の連携の推進

○障害者の多様な就労機会の確保や高齢者福祉における介護メニューとして「農」へのニーズが拡大。



都市農業制度検討事業

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施。

(委託費)
(委託先：地方公共団体等)



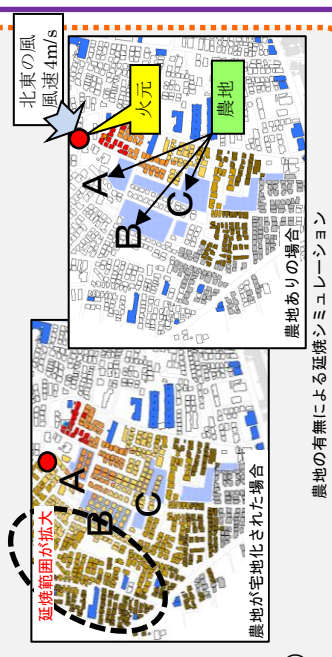
都市農業機能発揮事業

都市農業の意義の周知

都市農業が多様な機能を発揮することの意義を周知するため、専門家の派遣、啓発事業の開催等を実施。

【原則1～2年】

(ソフト・定額)
(事業実施主体：NPO法人、民間団体等)



福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進。

【ハード：1年、ソフト：原則1～2年】

- 福祉農園の開設を支援。併せて、運営を担う人材育成を支援。
(ハード・1/2補助 + ソフト・定額)
- 福祉農園の全国への拡大・定着を推進。(ソフト・定額)
(事業実施主体：NPO法人、社会福祉法人、民間団体等)



62 農山漁村活性化再生可能エネルギー導入等促進対策

【1, 188 (1, 138) 百万円】

対策のポイント

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

<背景／課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待されます。
- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要です。
- ・また、再生可能エネルギーの取組についての農山漁村特有の課題の解決を図り、農林漁業者等の再生可能エネルギー事業への参画を進め、所得向上につなげる必要があります。

政策目標

- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を全国100地区以上実現（平成30年度）
- 小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を約1,000地域で着手（平成28年度）

<主な内容>

1. 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 226 (204) 百万円
 - (1) 地域における活動への支援 194 (173) 百万円
発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等
 - (2) ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催 31 (31) 百万円
発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援します。
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 環境省 ・地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりのための計画策定や設備導入等を支援

[平成27年度予算概算要求の概要]

2. 農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査委託事業 [新規]

29 (一) 百万円

農業用施設等での再生可能エネルギーの自家利用や営農継続型太陽光発電等の農山漁村における新たな再生可能エネルギーの取組について、農林漁業者の所得向上につなげるためのデータ収集や課題克服手法の検討を実施します。

委託費
委託先：民間団体等

3. 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

934 (934) 百万円

(1) 小水力等発電の調査設計等への支援

538 (573) 百万円

小水力等発電施設の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援を行います。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

(2) 土地改良区等技術力向上支援

220 (200) 百万円

小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導等の取組への支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(3) 省エネ型集落排水施設実証への支援

176 (161) 百万円

農業集落排水施設の老朽化や維持管理費の増加に対応するため、省エネ機器等の活用による更新整備技術の実証の取組への支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1、2の事業 食料産業局再生可能エネルギーグループ

(03-6744-1507)

3の事業 農村振興局農村整備官

(03-6744-2209)

63 地域バイオマス産業化推進事業

【1, 301 (1, 005) 百万円】

対策のポイント

地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援します。

<背景/課題>

- ・地域のバイオマスを活用した産業化を推進するためには、関係事業者・自治体等の連携により、経済性のある原料収集から製造・利用までの一貫システムを確立する必要があります。
- ・7府省(※)が共同で地域を選定し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想の実現に向けた取組を連携して支援します。
(※)内閣府、総務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省

政策目標

- 約100地区でのバイオマス産業都市の構築(平成30年)
- 約5,000億円規模のバイオマス関連産業の創出(平成32年)

<主な内容>

1. 地域バイオマス産業化支援事業 26 (26) 百万円
 - (1) 地域段階の取組 18 (18) 百万円
バイオマス産業都市の構築を目指す地域(市町村・企業連合等)による構想づくりを支援します。
 - (2) 全国段階の取組 8 (8) 百万円
バイオマス産業都市等のネットワーク化と普及のための活動(データベース構築、連絡協議会、シンポジウムの開催等)を支援します。

(補助率: 定額)
(事業実施主体: 民間団体等)
2. 地域バイオマス産業化整備事業 1, 275 (979) 百万円
バイオマス産業都市として選定された地域におけるプロジェクトの推進に必要な施設整備を支援します。

(補助率: 1/2以内)
(事業実施主体: 民間団体等)

<各省との連携>

- 7府省
・7府省が共同で地域を選定し、各府省の施策のマッチング等によりバイオマス産業都市の構築を連携して支援

(関連対策)

技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発のうち地域バイオマス資源を活用したバイオ燃料及び化学製品の製造技術の開発

246 (273) 百万円

バイオ燃料製造に適した資源作物や微細藻類の育種・栽培技術等の開発をするとともに、林地残材から石油代替燃料や高付加価値な化学製品を製造する技術等の開発を行います。

(委託費)
(事業実施主体: 民間団体等)

お問い合わせ先:

1、2の事業 食料産業局バイオマス循環資源課

(03-6738-6479)

関連対策 農林水産技術会議事務局研究開発官(環境)

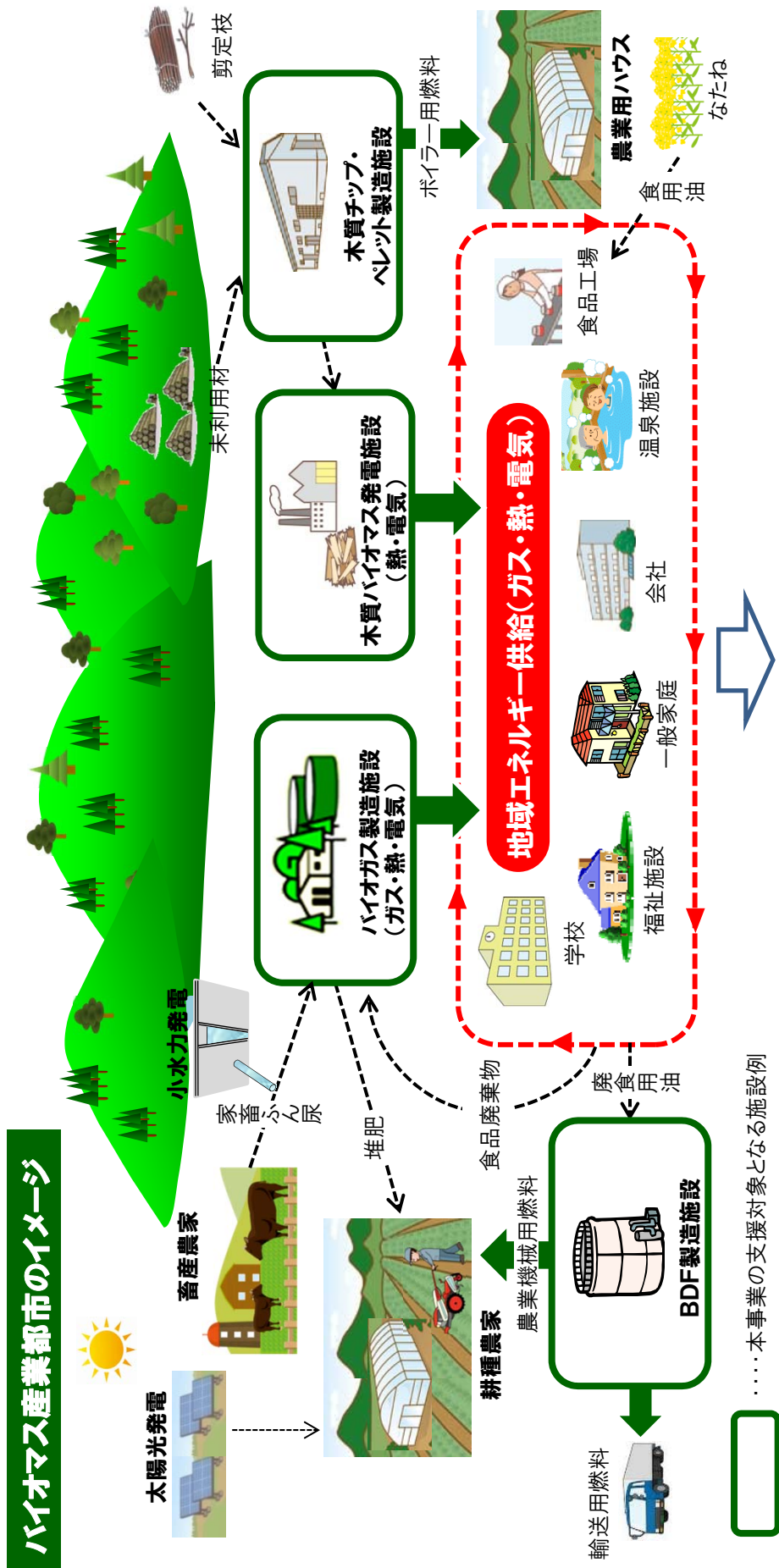
(03-3502-0536)

地域バイオマス産業化推進事業

平成27年度予算概算要求額
 ～バイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり～
 1,301(1,005)百万円

- バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。
- 本事業は、市町村や企業連合等によるバイオマス産業都市の構想づくりや、構想実現に必要な地域のバイオマスを活用した産業化のための施設整備等の取組を支援。

バイオマス産業都市のイメージ



……本事業の支援対象となる施設例

地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型エネルギーの強化

64 鳥獣被害防止対策の推進

【9, 990 (9, 650) 百万円】

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組や侵入防止柵等の整備、新技術の導入実証等を支援します。

<背景/課題>

- ・野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林生態系への被害等をもたらす一因ともなっており、地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化や、より効率的・効果的な対策を推進する必要があります。
- ・特に、サルにおける複合的な対策の推進や、都市部等の他地域の人材の活用による捕獲体制の強化が必要です。

政策目標

- 早急に鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,000に増加
- 野生鳥獣の捕獲数の増加

<主な内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9, 840 (9, 500) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備
- ・捕獲を含めたサルの複合的な対策等、捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲技術を有する都市部等の他地域の人材を活用した実施隊の体制強化の取組
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成や捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の取組

等へ支援します。

特に、被害防止活動の担い手である鳥獣被害対策実施隊が中心となって行われる活動や、実施隊の体制強化を図るための他地域の人材の活用、捕獲を含めたサルの複合的な対策については、捕獲を強化する観点から特に重点的に支援を行います。

補助率：1 / 2以内等
事業実施主体：全国協議会、地域協議会、民間団体等

2. 森林鳥獣被害対策技術高度化実証事業 150 (150) 百万円

鳥獣被害の防止に向けて、モデル地域を設定し、地域の農林業関係者等と連携を図りながら、シャープシューティング等、様々な技術を効果的に組み合わせた対策の実証を行います。また、対策の実証に先立ち必要となる植生被害調査等を実施します。

(事業実施主体：国)

<各省との連携>

- 環境省 ・改正鳥獣法に基づき、鳥獣の保護及び管理に係る人材育成、シカ・イノシシ等の管理のための実態調査や捕獲の推進等を支援

お問い合わせ先：

1の事業

生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室 (03-3591-4958)

2の事業

林野庁経営企画課 (03-3502-2322)

鳥獣被害防止総合対策交付金

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組や侵入防止柵等の整備等の対策を総合的に支援します。

【平成27年度予算概算要求額 9,840(9,500)百万円】

ハード対策

【事業内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設(高度衛生水準の施設を含む)
- 焼却施設
- 捕獲技術高度化施設(射撃場)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【補助率】

- 1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)
- ※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

ソフト対策

【事業内容】

○鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動

- ・ 捕獲を含めたサルの複合対策
- ・ 発信器を活用した生息調査
- ・ 捕獲機材の導入
- ・ 鳥獣の捕獲・追い払い
- ・ 放任果樹の除去、緩衝帯の整備
- ・ 捕獲に関する専門家の育成支援
- ・ ICT等を用いた被害軽減に確実に結びつく新技術実証 等



捕獲機材の導入



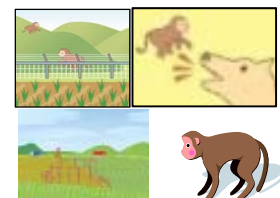
緩衝帯の整備



実施隊への研修



スマートセンサーによる捕獲技術実証



捕獲を含めたサルの複合対策

○都市部等の他地域の人材を活用した取組や農業者団体等の取組など、鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた被害防止活動

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、実施隊員確保のための人材育成活動

○鳥獣被害防止活動の地域リーダーや被害対策の中核となるコーディネーター、捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修 等



コーディネーターの育成

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

- ※ 地域協議会の取組については、侵入防止、個体数調整、生息環境整備の複数の対策を実施する地域を対象とする(ハード対策も同)

【補助率】

- 1/2以内等
- ※ 実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組は、定額(市町村(1団体)当たり原則2百万円以内)
- ※ ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組等は、定額(市町村当たり原則1百万円以内)



65 新たな木材需要創出総合プロジェクト〔新規〕 【3,066(-)百万円】

対策のポイント

新たな地域材需要の創出のための製品・技術の開発・普及促進や、建築物・木材製品・木質バイオマス等の各分野での木材利用を幅広く拡大するとともに、これらの需要に応えうる地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等を図ります。

<背景/課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、「森林・林業基本計画」に基づいて国産材の利用拡大を図るためには、鉄筋コンクリート造・鉄骨造が主流となっている中高層建築物等における木質の新たな製品・技術の開発や一般的な建築材料としての普及を国土交通省と連携して進めることが必要です。
- ・また、同時に、公共建築物や住宅等での地域材の利用や、木質バイオマスの拡大等、各分野での取組を効果的に進めることが必要です。
- ・一方で、これまでの地域材の供給体制では、一定の出荷量が確保できず、大型製材工場等の需要に対応できない状況にあることから、これを転換し、需要に応じた品質、数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築が必要です。
- ・また、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会の施設の整備等に地域材を利用するために、森林認証材の普及を図ることも重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加(2,175万^m³(25年度) 3,900万^m³(32年度))
木質バイオマス利用量の増加(121万^m³(25年度) 600万^m³(32年度))

<主な内容>

1. CLT(直交集成板)等新たな製品・技術の開発・普及
1,086(-)百万円
 - (1) CLTに関する建築基準の整備等の促進
CLTの建築基準の整備等に必要強度データ、長期挙動データ、接合部データの収集、CLTの利用拡大に向けたCLT施工マニュアル等の整備の取組を行います。
 - (2) 中高層建築物等に係る技術開発等の促進
CLT建築等の施工性等のデータ収集に必要な新たな製品・技術を活用した建築物の実証、CLT等の新たな製品に対応した加工機械の開発・普及の取組を支援します。また、中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材の開発、長伐期化に伴って大径化したスギ等の利用拡大に向けた住宅分野等における新たな製品・技術の開発の取組を行います。
 - (3) 木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成等の促進
中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わる設計者等の担い手を育成する取組を支援します。また、木造建築物等の健康・省エネ性の定量化に向けた調査等の取組を行います。

<各省との連携>

国土交通省 ・CLTを用いた建築物の一般的な設計法を確立するための研究開発を実施

2. 地域材利用促進 1,452(-)百万円

- (1) 公共建築物等の木造化等の促進
公共建築物等の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。

<各省との連携>

文部科学省 ・地域材を活用して木造の学校施設を整備する場合等に、補助単価のかさ上げを実施

[平成27年度予算概算要求の概要]

- (2) 新規分野における木材利用の促進
工作物・土木分野等における全国的な実証、働きかけ、ワークショップ等を通じた木材利用推進の取組を支援します。
- (3) 木づかい協力業者による木材利用の促進
工務店等と川中及び川上の関係者で構成する「木づかい協力業者グループ」が実施する地域材の利用拡大に向けたモデル的な取組を支援します。
- (4) 木づかい・森林づくり活動の全国的な展開
木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発、木育等の取組を支援します。
- (5) 木質バイオマスの利用拡大
地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス（竹を含む。）のエネルギー利用及びセルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向け、サポート体制の構築及び技術開発等を支援します。
- (6) 海外での地域材利用
海外での地域材の利用技術の普及・向上のため、モデル建築における日本産木材の利用・展示等を行う取組を支援します。
- (7) 合法木材の普及促進
合法木材を普及促進するため、合法木材の国内外での調査や普及などの取組を支援します。

3. 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

安定供給体制構築への支援

427 (-) 百万円

広域的な原木の安定供給に向けた、民有林と国有林が広域に連携した協議会の開催及びストックヤードの整備等による構想の実現に向けた取組を支援するとともに、CLT等に利用するラミナ等の安定供給に向けた中小製材工場の連携等を盛り込んだ地域循環型の構想の実現に向けた取組を支援します。

(関連対策) (森林・林業再生基盤づくり交付金にて実施)

構想に基づく施設整備への支援

CLTの製造施設やストックヤード等の木材加工流通施設の整備を支援します。

4. 森林認証・認証材普及促進対策

100 (-) 百万円

(1) 森林認証材の供給体制の構築

森林認証（FM認証・CoC認証）の取得を促進するため、都道府県単位で森林所有者と素材生産から製品の加工・流通にいたるまでの関係者による協議会等を設置し、認証取得に向けた合意形成や、認証取得に必要な事前の現地調査、認証材の分別管理マニュアルの作成等を支援します。

(2) 森林認証・認証材の普及促進

各地域に設置される協議会間の連絡調整や取組状況のとりまとめを行うとともに、近年のオリンピック・パラリンピックにおける他国の取組状況等について調査を行い、国内において森林認証・認証材を普及させるために必要な情報を各協議会に提供します。また、各地域での取組結果等をもとに普及資料の作成等を行います。

補助率：定額、1/2
1及び4の一部は委託
事業実施主体：国、民間団体

お問い合わせ先：
1、3及び4(1)の事業 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
2の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2296)
4(2)の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300)

新たな木材需要創出総合プロジェクト[新規]

【平成27年度予算概算要求額 3,066(-)百万円】

現状・課題

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用させ「木材自給率50%」を達成し、林業の成長産業化を実現するためには、幅広い分野で、新たな木材の需要拡大に積極的に取り組む必要。

実施内容

新たな製品・技術の開発・普及や、建築物・木材製品・木質バイオマス等の各分野での木材利用を幅広く拡大することで、新たな木材の需要を創出するとともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等に対して総合的に支援し、林業の成長産業化を実現。

新たな製品・技術の開発・普及 【1,086(-)百万円】



・CLTの建築基準整備に必要な強度データ収集等



・CLTを用いた建築物の実証



・耐火部材の開発



・住宅分野等における新たな製品・技術の開発



・加工機械の開発



・設計士等の人材育成
・木造建築物等の健康・省エネ性調査

地域材利用促進 【1,452(-)百万円】



・公共建築物等の木造化・内装木質化に向けた設計等支援



・工作物 土木等新規分野での木材利用の実証・普及



・工務店等による地域材のモデル的な利用の促進



・木づかい、森林づくり活動の全国的な展開



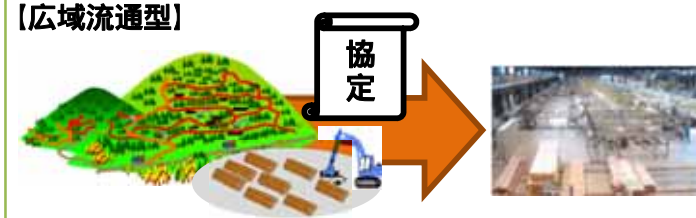
・木質バイオマスのエネルギー及びマテリアル利用に向け、相談窓口の設置、技術開発等



・輸出の促進 合法木材の普及に向けた調査・実証等

安定供給体制の構築 【427(-)百万円】

【広域流通型】



・民有林と国有林の連携した協議会の設置や広域原木流通構想に基づく取組への支援

【地域循環型】



・CLT等のラミナ供給に向けた中小製材工場の連携や山元と地域の加工工場等が連携した体制構築への支援

森林認証・認証材の普及促進 【100(-)百万円】



・国内の森林認証・認証材の普及のため、認証取得に向けた関係者の合意形成への支援等

オリバラ施設への地域材の利用

66 森林・山村多面的機能発揮対策

【 3 , 0 0 0 (3 , 0 0 0) 百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組への支援を充実・強化します。

< 背景 / 課題 >

- ・森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により地域住民と森林との関係が希薄化し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。
- ・このため、地域住民等による共同活動への支援策を充実・強化することが必要です。

政策目標

全国1,200地域で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組を推進（平成26年度～28年度）

< 主な内容 >

- 1 . 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 2 , 9 8 5 (2 , 9 8 5) 百万円
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組を支援します。
また、活動組織に対する安全講習を開催するなど地域協議会の機能強化を支援します。

地域環境保全タイプ

集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、森林内に侵入したモウソウ竹等の竹林の伐採・除去や利用に向けた取組。

森林資源利用タイプ

広葉樹等の森林資源をしいたけ原木等に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。

森林空間利用タイプ

森林を利用した環境教育や研修、レクリエーション活動等。

森林機能強化タイプ

事業の円滑な実施に必要な路網や歩道の機能強化、鳥獣害防止施設の改良等。

機材及び資材の整備

上記、及びの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

〔補助率：定額（1 / 2 相当）〕
〔事業実施主体：地域協議会〕

- 2 . 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 1 5 (1 5) 百万円
1 による活動の成果について評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織等を集めてそれらの活動内容の報告・意見交換会を開催します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体〕

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (0 3 - 3 5 0 2 - 0 0 4 8)]

森林・山村多面的機能発揮対策 【平成27年度予算概算要求額 3,000(3,000)百万円】

背景 森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、地域住民と森林との関わりが希薄化し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業 地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用、森林環境教育・研修活動など、以下の取組を支援。【・補助率：定額(1/2相当)・1活動組織当たりの交付上限額：500万円】

〔事業の内容〕

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

国

〔交付金〕

交付金の管理、活動組織の持続的な体制を支援

森林のマッチング

森林整備実施の合意がとれた森林を活動組織に紹介

安全研修等の実施

活動組織が必要とする安全研修等を実施

資機材貸与

活動組織が必要とする資機材の貸し出しを実施

活動組織：地域住民、森林所有者、自伐林家等で構成

支援対象となる活動組織の活動内容例

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動
(16万円/ha)



侵入竹の伐採・除去活動
(38万円/ha)

森林資源利用タイプ



広葉樹を薪として利用
(16万円/ha)

森林空間利用タイプ



森林環境教育の実践
(5万円/回：年度内の上限12回)

森林機能強化タイプ



路網の補修・機能強化等
(1千円/m)

機材及び資材の整備：森林空間利用タイプをのぞく上記活動の実施に必要な機材及び資材の整備(1/2以内)

67 施業集約化の加速化

【 309 (243) 百万円 】

対策のポイント

施業集約化に向けた森林境界の明確化の促進とともに、不在村森林所有者への施業集約化の働きかけを全国的かつ組織的に進める仕組みづくりに取り組みます。

< 背景 / 課題 >

- ・森林所有者の多くが高齢化し、不在村化する場合も見られる中、施業集約化を図るためには、早急に森林境界の明確化を進めるとともに、現地調査や立会いなどが不要となる仕組みを構築するなど省力化を図っていくことが必要です。
- ・また、全国各地に散在する不在村森林所有者の同意を得て、施業集約化を効率的に進めるためには、そのような不在村森林所有者と現場をつなぐ新たな対応策が必要です。

政策目標

民有林における森林経営計画作成率
(17% (平成24年度) 80% (平成32年度))

< 主な内容 >

1. 森林整備地域活動支援交付金等 266 (243) 百万円
森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な森林情報の収集や合意形成活動、既存路網の簡易な改良に対して支援します。
さらに、施業集約化に向け、境界測量等の活動を支援するとともに、民有林と隣接する国有林において境界の明確化を図ります。
〔 森林整備地域活動支援交付金 150 (150) 百万円
 民国連携境界明確化対策 116 (93) 百万円
 補助率：定額 (1 / 2 相当)
 事業実施主体：民間団体、市町村等が構成する協議会、国 〕
2. 施業集約化促進のための森林情報整備実証事業 [新規] 23 (-) 百万円
3次元地図や過去の空中写真などの森林情報を活用した施業提案や森林境界の確認等をモデル的に実証するとともに、実証内容の評価及び検証を実施します。
〔 委託費、補助率：定額
 委託先、事業実施主体：民間団体 〕
3. 不在村森林所有者全国広域対策モデル事業 [新規] 20 (-) 百万円
居住地と森林所有地が都道府県の境界を越える不在村森林所有者に対して、施業集約化の働きかけを全国的かつ組織的に行う取組をモデル的に実証し、全国広域的・自立的に展開する上での課題の整理及び仕組みの検討を行います。
〔 補助率：定額
 事業実施主体：民間団体 〕

< 各省との連携 >

国土交通省 ・ 森林所有者や森林境界情報の共有・活用、地籍整備の推進

お問い合わせ先：

1 の事業 林野庁森林利用課 (03 - 3501 - 3845)
林野庁業務課 (03 - 6744 - 2329)
2 の事業 林野庁森林利用課 (03 - 3501 - 3845)
3 の事業 林野庁経営課 (03 - 6744 - 2286)

施業集約化の加速化

【平成27年度予算概算要求額 309(243)百万円】

林業の成長産業化に向け、国産材の安定供給体制を構築するためには、意欲ある担い手に施業を集約化し、効率的な森林施業を進めることが必要。

施業集約化の促進に向け、森林所有者・森林境界の明確化等への支援に加え、3次元地図等を活用し効率的に施業提案や森林境界の確認を進める手法の検証、施業集約化の働きかけを全国的かつ組織的に進める仕組みづくりを実施。

施業集約化前 (背景/課題)

小規模・分散で生産性が低く、施業が困難で行われない森林も

所有者の意向が確認できない

間伐材が搬出できない



森林の境界や所有者が不明

更に、森林所有者の高齢化や不在村化が進行

- ・効率的な森林施業を進めるためには、森林境界の明確化が必要
- ・現地調査や立会を不要にするなど省力化が必要
- ・不在村森林所有者と現場をつなぐ仕組みが必要

施業集約化後 (事業の内容)

境界測量、森林情報の整理・保全活動等を促進

3次元地図などの森林情報を活用した施業提案や境界確認

全国的かつ組織的な手法による施業集約化の働きかけ



森林所有者・森林境界の明確化や不在村森林所有者への働きかけ

森林施業の集約化を促進



間伐材の搬出が可能

効率的な路網整備が可能

効率的な作業システムが可能

68 森林・林業人材育成対策

【 7 , 1 0 5 (6 , 6 2 7) 百万円】

対策のポイント

- ・「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成等を支援します。
- ・森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

< 背景 / 課題 >

- ・林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成が必要です。
- ・これからの森林・林業に必要な人材として、間伐等の森林整備を安全かつ効率的に行える現場技能者を確保・育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランの作成・実行を指導できる技術者や施業集約化・森林経営計画作成を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。
- ・特に、現場技能者の確保・育成については、新規就業者の適性を伸ばす多様な育成スタイルに対応するとともに、これらの者が安心して定着できる安全な就業環境を整える必要があります。

政策目標

現場管理責任者等を5,000人育成（平成32年度）
素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合
（約5割（平成23年度） 約7割（平成31年度））
森林総合監理士を2,000～3,000人育成（平成32年度）
森林施業プランナーを2,100人認定（平成27年度）
民有林における森林経営計画の作成率を80%に向上（平成32年度）
林業労働災害死傷者数を15%以上減少（平成31年度（対平成26年度比））

< 主な内容 >

1. 「緑の新規就業」総合支援事業 6,918(6,419)百万円
(1) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 6,599(6,055)百万円
(ア) 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ
就業体験やガイダンス、トライアル雇用による新規就業者の確保、3年間のOJT研修等による新規就業者の育成、現場管理責任者等へのキャリアアップ、就業環境整備等に必要な経費を支援します。
の3年間研修の受講可能期間は最大5年、研修生1人当たり9万円/月等を助成
- (イ) 林業機械・作業システム高度化技能者育成
木材の生産性の向上を図るため、急傾斜地等における高度な索張り技術等を備えた技能者の育成等を実施します。
- (ウ) 林業労働安全推進対策 [新規]
林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、林業事業体の指導等を担える労働安全の専門家を新たに養成することを支援します。

（ 委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体 ）

[平成27年度予算概算要求の概要]

- (2) 緑の青年就業準備給付金事業 319 (364) 百万円
林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識の習得等を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
就業希望者1人当たり150万円/年を最大2年間給付

補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

- 2 . 森林づくり主導人材育成対策 187 (208) 百万円
(1) 森林総合監理士等育成対策事業 106 (118) 百万円
森林総合監理士の候補となる若手技術者の育成を図るため、研修の実施及びカリキュラムの改善を行うとともに、研修への参加等を支援します。また、技術者の育成に向けて調査・検証し、体系的な人材育成の在り方を検討します。

委託費、補助率：1/2
委託先：民間団体
事業実施主体：都道府県等

- (2) 森林施業プランナー実践力向上対策事業 82 (91) 百万円
施業集約化・森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーの実践力を向上させるための研修、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの認定制度の普及等を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

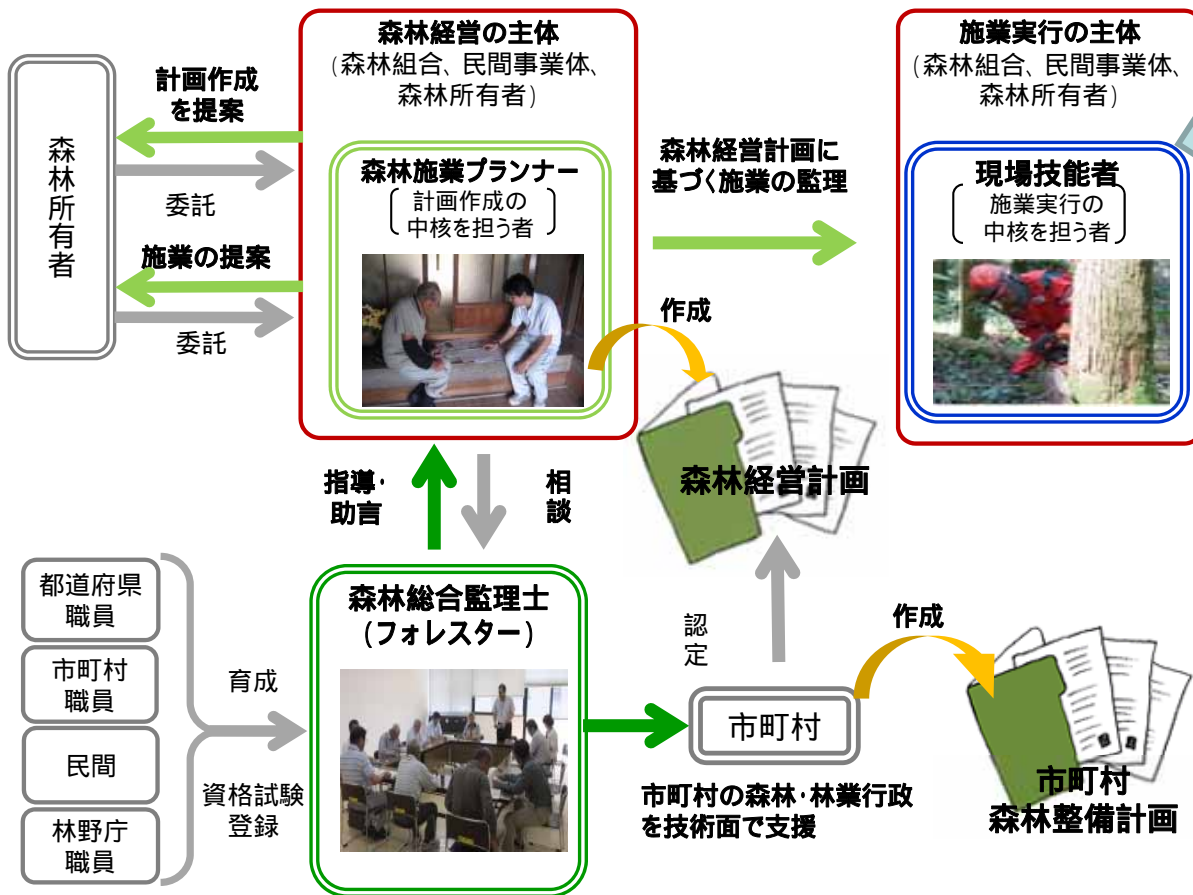
- 1 (1) (ア) (ウ) 1 (2) 及び 2 (2) の事業
林野庁経営課 (03 - 3502 - 8048)
1 (1) (イ) 及び 2 (1) の事業
林野庁研究指導課 (03 - 3502 - 5721)

林業技術者等の人材育成

【平成27年度予算概算要求額 7,105(6,627)百万円】

「緑の雇用」事業を推進し、新規就業者を確保するとともに、現場技能者として段階的・体系的に育成。また、施業集約化と森林経営計画作成の中核を担う「森林施業プランナー」、地域全体の森林づくり・林業活性化の構想策定・実行を技術面で支援する「森林総合監理士(フォレスター)」等を育成。

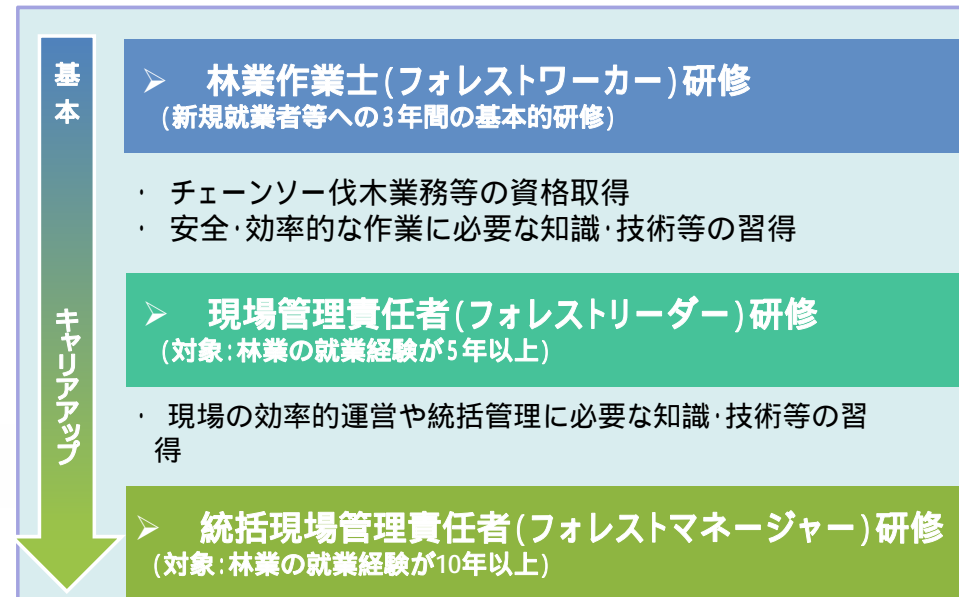
林業技術者・技能者の育成



◆ 現場技能者

- 総括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等
- 高い生産性・安全性を確保しながら林業の現場作業ができる技能者
- 森林作業道作設オペレーター、架線技能者
- 現地の状況に応じて森林作業道を作設できる技能者や高度な索張り技術を備えた架線技能者

「緑の雇用」による現場技能者の育成



69 持続的な森林・林業経営対策

【 927 (1 , 218) 百万円 】

対策のポイント

持続的な森林・林業経営の実現に向け、次世代架線系林業機械の開発、特用林産物の生産振興対策、林業者等の資金調達の円滑化等を推進します。

< 背景 / 課題 >

- ・我が国の森林・林業を再生し、持続的な森林・林業経営を確立するためには、低コストで効率的な作業システムの確立が不可欠です。
- ・とりわけ急傾斜地等での施業においては、架線集材による作業システムの必要性が高まっており、その基盤となる機械の開発に加え、技能者の育成が課題となっています。
- ・さらに、持続的な林業経営を実現するためには、きのご類等の特用林産物の販売・利用拡大を図ることも重要です。

政策目標

素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合向上
(約 5 割 (平成23年度) 約 7 割 (平成31年度))
国産きのご類の生産量447千トン (平成20年) 472千トン (平成27年)
林業者等の地域材利用、森林整備、経営改善等に必要な資金調達の円滑化

< 主な内容 >

- 1 . 次世代架線系林業機械開発等生産性向上事業 76 (85) 百万円
(1) 次世代架線系高性能林業機械等開発推進事業 69 (77) 百万円
IT技術等を活用し、安全性と省エネルギー性などに優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械等の開発を行います。

委託費
委託先：民間団体等

- (2) 低コスト造林技術実証・導入促進事業 7 (7) 百万円
伐採と地拵えの一体化による低コスト造林技術等を実証してデータを収集・整理し、導入促進に向けたノウハウの提案等を行います。

委託費
委託先：民間団体等

(関連対策)

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 6,599 (6,055) 百万円
急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な索張り技術等を備えた技能者の育成とともに、森林作業道作設オペレーターの育成強化を行います。

- 2 . 特用林産物振興・新需要創出事業 26 (25) 百万円
(1) 乾しいたけ流通コスト削減のための規格統一支援 [新規] 5 (ー) 百万円
乾しいたけの流通合理化によるコスト削減に向け、規格統一の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

- (2) 新需要創出品目別支援 14 (15) 百万円
特用林産物の新たな需要の創出に向け、新規用途開拓など品目別の課題の解決に向けた取組を支援します。

補助率：1 / 2
事業実施主体：民間団体

- (3) 安全なきのこ原木安定供給体制構築支援 8(10)百万円
きのこ原木等の安定供給体制構築に向け、原木需給情報の収集・分析、コーディネートによるマッチング等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 林業金融対策

- (1) 利子助成による地域材利用の促進 449(452)百万円
地域材利用を促進するため、林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む意欲ある林業者等に対し、最大2%の利子助成を行います。

地域材利用促進緊急利子助成事業 融資枠：40億円
補助率：定額
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

- (2) 無利子資金による森林整備の推進 62(338)百万円
森林整備を推進するため、施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の日本政策金融公庫資金等と無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸し付けることにより、金利負担を軽減します。

森林整備活性化資金利子補給金 融資枠：17億円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

- (3) 木材加工設備導入利子助成支援事業 5(10)百万円
木材製品の高付加価値化や経営の多角化等を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入に対する利子助成を行います。

木材加工設備導入利子助成支援事業 融資枠：3億円
補助率：1/2、2/3
補助率2/3は木質バイオマス利用施設整備の場合
事業実施主体：民間団体

- (4) 信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

- (ア) 林業信用保証の基盤強化 256(256)百万円
林業者・木材産業者が資金調達を円滑に行うことができるよう、高水準にある代位弁済費の一部について支援を行うことにより、保証料の軽減を図ります。

森林・林業再生支援林業信用保証事業 補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

- (イ) 低利運転資金による林業・木材産業の合理化の推進 53(53)百万円
林業事業者等による事業の合理化等のため、低利運転資金の貸付を行います。

木材産業等高度化推進資金事業 融資枠：600億円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

お問い合わせ先：

1(1)の事業 林野庁研究指導課 (03-3501-5025)
1(2)の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065)
2の事業 林野庁経営課 (03-3502-8059)
3(1)(2)及び(4)の事業 林野庁企画課 (03-3502-8037)
3(3)の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2290)

70 森林病虫害等被害対策

【 966 (930) 百万円 】

対策のポイント

森林病虫害等による森林被害対策として必要な取組を実施します。

< 背景 / 課題 >

我が国の森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現するためには、森林病虫害等被害対策を的確に実施する必要があります。

政策目標

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制（毎年度）森林・林業基本計画等に基づき、多様で健全な森林環境の保全を図り、森林の有する多面的機能の発揮を促進

< 主な内容 >

1. 森林病虫害等被害対策事業

(1) 森林害虫駆除事業委託

197 (197) 百万円

東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査を実施します。また、ナラ枯れ被害防除技術の確立に資するよう被害対策の効果調査を実施します。

（委託費）
受託先：都道府県

(2) 森林病虫害等防除損失補償金

2 (2) 百万円

農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

（補助率：10 / 10）
事業実施主体：国

(3) 森林病虫害等防除事業費補助金

677 (677) 百万円

(ア) 被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。

(イ) 環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺の環境に配慮した、環境に対する負荷の小さい防除対策を実施します。

(ウ) 政令指定病虫害等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置として被害木の破砕による処理及びカシノナガキクイムシの誘引捕殺等を実施します。

（補助率：(ア) 1 / 2、(イ) 1 / 2、(ウ) 1 / 2）
（のねずみは北海道 3 / 8 それ以外 1 / 3）
事業実施主体：地域協議会、都道府県、市町村

[平成27年度予算概算要求の概要]

- 2 . 松くい虫被害対策防除手法の高度化[新規] 9 (-) 百万円
効果的な防除を確実に継続するため、無人ヘリコプターによる薬剤散布可能範囲を拡大するための技術開発及び総合的な散布手法の開発・普及等を実施します。

補助率：1 / 2
事業実施主体：民間団体等

- 3 . 世界遺産の森林生態系保全管理の推進 8 1 (5 4) 百万円
我が国の世界自然遺産について、森林生態系の保全管理に必要な調査等を実施します。特に、世界自然遺産の候補地である「奄美・琉球」の適切な森林の保全管理を図るための基礎となる植生分布図を作成するとともに、森林生態系の保全に配慮した森林の管理経営手法の開発を新たに実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1 及び 2 の事業 林野庁研究指導課 (0 3 - 3 5 0 2 - 1 0 6 3)
3 の事業 林野庁森林利用課 (0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 4 5)

71 花粉発生源対策の推進

【 1 4 5 (8 5) 百万円 】

対策のポイント

花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の供給拡大と山元での植替えを推進します。

< 背景 / 課題 >

- ・近年では国民の3割が罹患し国民病とも言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等国民経済上のマイナス要因となっています。
- ・スギの花粉症対策苗木の供給量は平成17年度の9万本から平成24年度には160万本と約18倍に増加していますが、平成24年度のスギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合は約1割という状況です。
- ・花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の供給量の増大を図るとともに、山元での植替えを推進していくことが必要です。

政策目標

スギの花粉症対策苗木の供給量
(160万本 (24年度) 1,000万本 (29年度))

< 主な内容 >

1. 花粉症対策苗木の供給拡大等 [新規] 1 4 5 (8 5) 百万円
(1) ミニチュア採種園等の整備 1 8 (1 8) 百万円
花粉症対策苗木等の生産を目的としたミニチュア採種園の造成・改良等を支援します。
- (2) 種苗生産施設の体制整備 4 5 (5 0) 百万円
花粉症対策苗木の生産拡大に向けた育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援します。
- (3) コンテナ苗生産の技術研修 2 6 (-) 百万円
花粉症対策苗木の生産を拡大するため、苗木生産者に対し、花粉症対策品種等のコンテナ苗生産の技術研修等を実施します。
- (4) コンテナ苗需給拡大 1 2 (-) 百万円
花粉症対策品種等のコンテナ苗の生産や利用の拡大を図るため、苗木生産者、造林事業者、素材生産業者、行政、研究機関等が一堂に会して合意形成や条件整備等に取り組む協議会の設置・運営等を支援します。
- (5) 花粉症対策品種の生育環境への適応性の評価 2 0 (-) 百万円
地域によって花粉症対策苗木の生産量に偏りがあり、苗木の広域的移動が必要となるため、異なる気象条件で正常に生育が可能かどうかの実証・分析を実施します。
- (6) 普及啓発活動の実施 8 (-) 百万円
森林所有者や林業関係者に対する花粉発生源対策に係る普及啓発活動を実施します。
- (7) スギ・ヒノキ花粉飛散量推定の推進 1 6 (1 7) 百万円
スギ花粉発生源推定のためのスギ雄花の着花状況の調査及びヒノキ花粉発生源の推定に向けた実証調査に対する支援を実施します。

補助率：1 / 2、定額
事業実施主体：都道府県、事業協同組合、農業協同組合、
森林組合、民間団体等

- 2 . 花粉発生源対策促進事業 [新規] 農山漁村地域整備交付金で実施
 1 3 3 , 5 3 1 (-) 百万円の内数
 花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源とな
 っている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木の
 植栽に必要な経費の一部を支援します。

補助率：3 / 10 (国)
 事業実施主体：都道府県、市町村、森林所有者等

(関連対策)

- 1 . 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 (農林水産技術会議事務局)
 「菌類を活用したスギ花粉飛散防止液の高度化と実用的な施用技術の開発」
 6 , 0 3 8 (5 , 2 1 7) 百万円の内数
 スギ花粉飛散防止剤の製品化や効果的な散布手法の開発等、スギ花粉の飛散防止
 技術の実用化に向けた研究を推進します。(平成26~28年度、委託先：独立行政法人
 森林総合研究所等)
- 2 . 新たな木材需要創出総合プロジェクト 3 , 0 6 6 (-) 百万円の内数
 花粉発生源となっている森林から生産された木材等地域材の利用を促進するため、
 新たな地域材需要の創出に向けた製品・技術の開発・普及促進や、建築物・木材製
 品・木質バイオマス等の各分野での木材利用を幅広く拡大するとともに、これらの
 需要に応えうる地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等を図ります。

お問い合わせ先：

1 の事業	林野庁整備課	(0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 6 5)
	森林利用課	(0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 4 5)
	研究指導課	(0 3 - 6 7 4 4 - 2 3 1 2)
2 の事業	林野庁整備課	(0 3 - 3 5 9 1 - 5 8 9 3)
関連対策 1 の事業	農林水産技術会議事務局 研究推進課	(0 3 - 6 7 4 4 - 7 0 4 4)
関連対策 2 の事業	林野庁木材利用課	(0 3 - 6 7 4 4 - 2 2 9 6)

花粉発生源対策の推進 平成27年度予算概算要求額【145（85）百万円】

【背景 / 課題】

スギ花粉症は今や国民の3割が罹患しているといわれており、花粉発生源対策を推進する必要。
これまで少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・生産拡大等に取り組んできたが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合は約1割という状況。

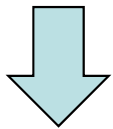
【対策のポイント】

花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の供給量の増大を図るとともに、山元での植替えを推進します。

【目標】

スギの花粉症対策苗木の供給量

160万本
(24年度)



1,000万本
(29年度)

花粉症対策苗木の供給拡大等



ミニチュア採種園等の造成への支援



種苗生産施設等の整備に対する支援



生産技術習得・向上の取組への支援



花粉症対策品種等のコンテナ苗の生産や利用の拡大に取り組む協議会への支援



森林所有者の花粉発生源対策への普及啓発
花粉症対策品種の生育環境への適応性の評価
花粉飛散量推定のための調査

山元での植替えを推進 (花粉症対策苗木に対する需要の喚起)



花粉発生源の立木の伐倒・除去を支援
花粉症対策苗木について、コンテナ苗による植栽等を支援

花粉発生源対策で伐採された木材等地域材の利用を促進 (関連事業)



分別管理・流通等のための取組を支援
地域の工務店等によるモデル的な木材利用拡大を支援等

72 資源管理の推進

【4, 905 (一) 百万円】

対策のポイント

- ・我が国におけるIQ方式等による資源管理手法の効果について、マサバ太平洋系群及びスケトウダラ日本海系群を対象に実証試験調査を行います。
- ・漁業者によるこれまでの資源管理計画の評価に加え、科学的調査等の結果を踏まえて、より高度かつ効果的な自主的資源管理措置の導入に向けた取組を支援します。
- ・他魚種転換等の経営多角化等による漁船漁業の収益性向上の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・国民に対する水産物安定供給の確保や水産業の健全な発展の基盤となる水産資源の適切な管理のためには、漁獲可能量（TAC）制度等の公的管理と資源管理計画に基づく漁業者の自主的管理を高度化し、両者の連携を確保するとともに、特に資源が低位又は減少傾向の魚種をより効果的に管理し、資源の維持・回復を実現することが必要です。
- ・また、適切な資源管理に不可欠な資源評価の精度向上、資源管理と連携した集中的かつ効果的な種苗放流を実施する必要があります。
- ・さらに、資源管理措置に対応した収益性の高い操業体制への転換を図ることが必要です。

政策目標

- 中位又は高位水準の魚種比率の増大（直近5か年の指標の平均値より増大）
- 国際機関による管理対象魚種及び協定数の維持増大（対前年増又は同数）
- 我が国周辺水域における重要魚種の資源評価結果を各種資源管理施策等へ反映（毎年度52魚種・84系統）

<主な内容>

1. 資源管理高度化推進事業 [新規] 502 (一) 百万円
マサバ太平洋系群及びスケトウダラ日本海北部系群を対象に行うIQ方式等による資源管理手法の効果実証、漁業者等が行う資源管理計画の高度化に向けた評価・検証等を支援します。

（資源管理指針等高度化推進事業 69 (一) 百万円
資源管理体制高度化推進事業 433 (一) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等、都道府県資源管理協議会）

2. 包括的な国際資源管理体制構築事業 [新規] 445 (一) 百万円
国際的に厳しく資源管理されているかつお・まぐろ類について、漁獲報告の電子化等による我が国漁船の漁獲管理、科学データ収集のための体制強化、DNA検査の強化等による輸入水産物の適正化等を包括的に実施します。

（委託費
委託先：民間団体等）

3. 広域種資源造成型栽培漁業推進事業 [新規] 113 (一) 百万円
早急に資源回復が必要なトラフグについて、資源管理と連携した集中的な放流を行うとともに、ヒラメ、マツカワ等について各県が連携して行う適地放流の効果実証等を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

4. 資源評価精度向上のための次世代型計量魚群探知機の開発事業 [新規] 45 (一) 百万円
効率的かつ高精度の資源評価手法を確立するため、低周波かつ広帯域の音波を用いて、魚群量に加え、魚種や魚体長も把握できる次世代型計量魚群探知機を開発します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

5. 漁業構造改革総合対策事業 [新規] 3,800 (一) 百万円
大幅な漁獲可能量(TAC)の削減等強度な公的資源管理措置が導入される場合、漁業経営安定を目指した他魚種転換等の経営多角化等、収益性向上のための取組に支援をします。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構〕

(関連対策)

1. 国際資源評価等推進事業 1,108 (1,115) 百万円
国際漁業資源の適切な評価のための調査船調査、市場調査、サンプル解析等を実施します。また、カツオ等については、エルニーニョ現象等、熱帯域の海洋環境の変動が資源量、回遊経路等に及ぼす影響を調査します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

2. 我が国周辺水域資源評価等推進事業 1,470 (1,470) 百万円
我が国周辺水域の主要魚種(TAC対象魚種等)について、資源調査・評価等を実施するとともに、資源評価の精度向上のため海洋環境の変動による水産資源への影響の調査等を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

3. 広域資源管理強化推進事業 140 (156) 百万円
漁獲可能量(TAC)制度等を適確に運用するための漁獲情報等の集計・解析及びデータベースシステムの保守管理、並びに重要な広域資源である太平洋クロマグロ及びベニズワイガニについて漁獲情報等を収集するための体制整備を行います。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

お問い合わせ先：

1、関連3の事業	水産庁管理課	(03-3502-8437)
2、5の事業	水産庁漁業調整課	(03-6744-2393)
3の事業	水産庁栽培養殖課	(03-3501-3848)
4の事業	水産庁研究指導課	(03-3591-7410)
関連1、2の事業	水産庁漁場資源課	(03-3502-8486)

資源管理高度化推進事業

【平成27年度予算概算要求額： 502(一)百万円】

- ・これまで、資源管理指針・資源管理計画の仕組みに、基本的に全ての漁業者が参画するよう促進してきたところ。今後も引き続き、広域に分布する魚種を中心に、更なる参画促進を図る。
- ・一方で、既存の計画の効果について評価・検証するとともに、更なる高度化・見直しに向けた検討と取組を行い、水産日本の復活に向けて資源管理指針・計画体制の強化を図る。
- ・また、IQ方式を導入した資源管理措置の実証試験を行い、資源管理指針・計画に反映する。

事業内容

① IQ方式実証試験調査

(17(一)百万円)

- ・IQ方式の具体的効果を検証する科学的調査等
- ・IQ方式の公的導入に係る影響調査等

②資源管理体制の高度化・評価・検証

(229(一)百万円)

- ・資源管理協議会の運営、計画作成・改善指導等
- ・計画等の評価等を行う現地検討会等の開催等
- ・計画等の改善に向けた検討を行う漁業者協議会等の開催

③資源管理計画等の高度化に関する調査

(256(一)百万円)

- ・より高度な資源管理計画等を検討するために必要な調査等
- ・計画等の評価・検証を行う調査等

IQ方式等の
効果検証
マサバ
(太平洋系群)
スケトウダラ
(日本海北部系群)

資源管理指針及び資源管理
計画等の高度化・見直し

水産日本の復活に向けた資源管理指針・資源管理計画体制の強化

評価

- ・計画等に関する**漁業者自身による**評価結果
- ・計画等に関する**科学的な**評価・検証結果

計画・実行

・IQ方式
導入の
可能性

・協議会開催
・履行確認
・計画指導

・その他の高度な管理措置
・資源の悪化が著しい広域魚種の
管理措置 太平洋クロマグロ、トラフグ等

検討

・計画等の改善に向けた検討

事業構成

- ・資源管理指針等高度化推進事業 69(一)百万円
大臣管理漁業など広域資源等を対象とする漁業について、①・②・③に取り組む者に対し支援(対象：民間団体等)
- ・資源管理体制高度化推進事業 433(一)百万円
知事管理漁業について、②・③に取り組む者に対し支援(対象：都道府県資源管理協議会)

73 漁業経営安定対策

【45,394(38,553)百万円】

対策のポイント

国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業収入安定対策を実施するとともに、燃油・配合飼料価格の高騰に備えるセーフティーネット事業を組み合わせ、適切な資源管理と総合的な漁業経営の安定を図ります。

<背景/課題>

- ・国民への水産物の安定供給を確保するためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要です。
- ・近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰により漁業者の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティーネット対策の整備や省エネの推進が必要です。

政策目標

漁業経営安定対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合90%（平成34年度）

<主な内容>

1. 漁業収入安定対策事業 26,722(25,222)百万円
漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用し、漁業者・養殖業者による資源管理や漁場改善の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収補填をします。
補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会
2. 漁業共済の加入漁業者に対する助成 8,672(8,832)百万円
漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補填する漁業共済の加入漁業者に対して国庫補助をします。
食料安定供給特別会計へ繰入（漁業共済保険勘定繰入分）
事業実施主体：国（食料安定供給特別会計）
3. 漁業経営セーフティーネット構築等事業 10,000(4,500)百万円
漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに補填金を交付します。燃油については、原油価格が「漁業用燃油緊急特別対策」の発動ラインを超えた場合、上昇分の国の負担割合が増えます。また、省エネ型漁業用機器設備の導入に必要な経費を助成します。
補助率：定額
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

(関連対策)

水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業 [新規] 61(一)百万円
漁船漁業や養殖業等の省エネルギー・低コスト化に資する新技術の実証を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1、2の事業 水産庁漁業保険管理官 (03-6744-2355)
3の事業 水産庁企画課 (03-6744-2341)
関連対策の事業 水産庁研究指導課 (03-3501-3864)

[平成27年度予算概算要求の概要]

漁業経営安定対策

【平成27年度予算概算要求額 漁業収入安定対策事業:26,722(25,222)百万円
漁業経営セーフティーネット構築等事業:10,000(4,500)百万円】

ポイント

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した漁業収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な経営安定対策を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

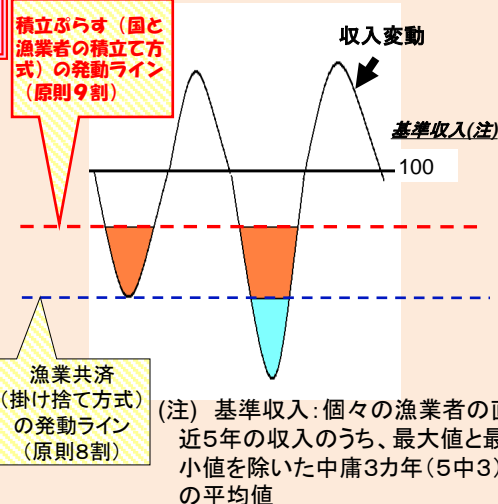
漁業収入安定対策

資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者(団体)が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守

漁業収入安定対策事業の実施

- 漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対する支援を実施
- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ぶらす」(原則9割まで)により減収を補填
- ✓ 漁業共済の掛金の一部を補助
- ※ 補助額は、積立ぶらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分、共済掛金の30%(平均)に相当



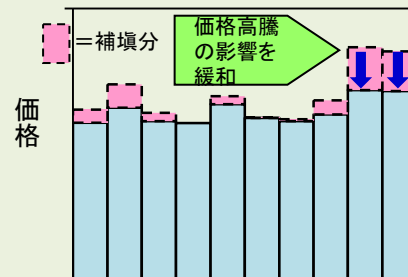
コスト対策

燃油や配合飼料の高騰に対する取組

- 漁業者と国が資金を積立
- 省エネ型漁業へ転換するための取組

コスト対策の実施

- ✓ 原油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値×100%」を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 原油価格は、特別対策発動ラインを超えた場合、国の負担割合増(漁業用燃油緊急特別対策)
- ✓ 省エネ機器導入により、省エネ型漁業への取組に対する補助を実施



【漁業経営セーフティーネット構築等事業】

※このほか、水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業により、漁船漁業や養殖業等の省エネルギー・低コスト化に資する新技術の実証を支援。

74 水産物の加工・流通・輸出対策

【3,831(1,043)百万円】

対策のポイント

- ・水産庁によるEU向けHACCP施設の認定や輸出向けHACCP対応施設の改修整備等の支援を通じて、水産物の輸出拡大を図ります。
- ・水産物の川上(産地)から川下(消費地)までの流通の目詰まりを解消し、国産水産物の流通促進と消費拡大を図ります。
- ・国産加工原材料確保に適切に対応し、水産加工業者の経営安定を図るとともに、国産水産物の安定供給を図ります。

<背景/課題>

- ・水産物の輸出にあたっては、多くの輸出先国が求めるHACCP基準を満たす水産加工・流通施設を整備し、特にEU向けHACCP認定取得を促進していくことが重要です。
- ・国内における水産物の消費量が急減(平成13年度:40.2kg/人年→平成25年度:27.0kg/人年)する中、流通過程の各段階において消費者の水産物ニーズに対応することが課題となっています。
- ・また、水産加工業では気候変動による水揚げ時期のズレ等により、必要な時期に必要な魚種を確保することが困難となっており、原材料確保対策が必要です。

政策目標

- 水産物輸出額の拡大
(1,700億円(平成24年) → 3,500億円(平成32年))
- 魚介類(食用)の消費量
(29.5kg/人年(平成22年度) → 29.5kg/人年(平成34年度))

<主な内容>

1. 水産物輸出倍増環境整備対策事業〔新規〕 2,387(一)百万円
HACCP認定を促進するため、水産加工施設の改修整備、海域等モニタリング等への支援、水産庁によるEU向けHACCP認定の体制整備等を実施します。
(委託費、補助率:定額、1/2以内)
(委託先、事業実施主体:民間団体等)
2. 国産水産物流通促進事業 856(771)百万円
水産物の販売ニーズや産地情報等の共有化、流通過程の各段階への個別指導、必要な加工機器等の導入や新商品開発等を支援します。
(補助率:定額、1/2以内)
(事業実施主体:民間団体等)
3. 国産水産物安定供給セーフティネット事業〔新規〕 500(一)百万円
(1) 水産加工業経営改善支援事業
国産原料を使用する水産加工業者が気候変動による水揚げ時期のズレ等に対応するため、遠隔地から原料調達する場合の掛かり増し経費等を支援します。
(2) 需給変動調整事業
水揚げ集中時に漁業者団体が水産物を買取り、漁期外に放出して供給の平準化を図る場合において、国産水産物の保管経費等の助成を行います。
(水産加工業経営改善支援事業 185(一)百万円)
(需給変動調整事業 315(一)百万円)
補助率:定額、1/2以内
事業実施主体:民間団体等
4. 水産物流通情報発信・分析事業 87(72)百万円
全国の主要漁港における主要品目の水揚げ量、卸売価格等の動向に関する情報等の分析・発信を行います。
(委託費)
(委託先:民間団体等)

(関連対策)

- 輸出促進体制の強化(食料産業局計上) 968(700)百万円の内数
「国別・品目別輸出戦略」に沿って、ジャパン・ブランドの確立を目指す品目別輸出団体(水産物の輸出促進団体)の育成等を実施します。
(補助率:定額)
(事業実施主体:民間団体等)

[お問い合わせ先:水産庁加工流通課 (03-3502-8427)]

水産物の加工・流通・輸出対策 【平成27年度予算概算要求額3,831(1,043)百万円】

水産物の加工・流通・輸出の促進に向けた取組を推進

- 国産水産物の一層の輸出拡大を図るための抜本的な体制強化
- 産地から消費地までの流通過程における目詰まりの一層の解消
- 水産物の安定供給、水産加工業者の経営安定に向けた加工原料の確保

水産物輸出倍増環境整備対策事業

国産水産物の輸出拡大を図るため、HACCP対応施設の改修整備やEU向けHACCP認定取得等を支援

- ① HACCP基準を満たすための水産加工・流通施設の改修整備



エアシャワー 床面 ゾーンシャッター

補助率 : 1/2以内
事業実施主体: 民間団体等

- ② 水産庁と一体となって認定を行う機関による水産加工業者等に対する研修会、個別指導等を支援

補助率 : 定額、1/2以内
事業実施主体: 民間団体等

- ③ 水産庁によるEU向けHACCP施設認定に必要な体制の整備

委託費
委託先: 民間団体等

国産水産物流通促進事業

水産物の川上(産地)から川下(消費地)までの流通の目詰まり解消に向けた取組を支援

- ① 情報共有、個別指導の実施

- ・ 販売ニーズや産地情報等の共有化
- ・ 流通のプロによる個別指導



個別指導

補助率 : 定額
事業実施主体: 民間団体等

- ② 個別指導を踏まえた、流通促進の取組に必要な機器の導入等を支援



加工機器の導入支援

補助率 : 定額、1/2以内
事業実施主体: 民間団体等

(川下のニーズにマッチした水産物の提供)



魚肉ウインナー



サバスティック干物(骨とり)



赤カレイ(刺身用)

国産水産物安定供給セーフティネット事業

消費者への水産物の安定供給、水産加工業者の経営の安定を図るため、国産加工原料の輸送費、保管等を支援

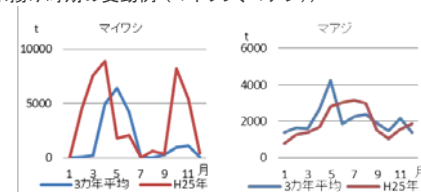
- ① 水揚げ集中による水産物価格低落時に、漁業者団体が漁業者から水産物を買取る調整保管のための取組を支援

補助率 : 定額、(1/2以内)
事業実施主体: 民間団体等

- ② 気候変動による水揚げ時期のズレ等に対応するため、水産加工業の原料確保のために必要な保管や輸送等を支援

補助率 : 定額、1/2以内
事業実施主体: 民間団体等

(水揚げ時期の変動例(マイワシ、マアジ))



※3カ年平均: H22年~24年

75 漁村の活性化・多面的機能発揮対策

【5,031(4,785)百万円】

対策のポイント

- ・漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の策定・着実な実行を支援します。また、各浜の機能分担とネットワーク化を図るための浜の機能再編や活性化に向けた取組を支援します。
- ・漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能を生かすための活動への支援を通じ、水産業・漁村の活性化及び水産業の再生を推進します。
- ・新規漁業就業者に重点を置いた、離島の漁業再生活動を支援します。

<背景/課題>

- ・漁村は、水産業の不振や生活・生産環境の立ち遅れなどから、就業機会の減少、人口の流出・減少、著しい高齢化といった問題が顕在化し、水産業・漁村の持つ多面的な機能も十分に発揮されていません。
- ・また、漁業が基幹産業である離島においては、漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用していくことが必要となっています。
- ・攻めの水産業を推進することにより、漁村地域の所得や経営力の向上を図るとともに、集落間のネットワーク化による地域全体の活性化を目指す必要があります。

政策目標

- 「浜の活力再生プラン」を策定した漁業地域において、当該プランに基づく取組を実施することにより10%以上の漁業所得が向上すること。
- 多面的機能発揮のために行う漁業者等の取組や離島の漁業集落が漁業再生のために行う取組等により、漁村の活性化が図られ、漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供量が増加すること。

<主な内容>

1. 浜の活力再生プラン等支援事業 150(50)百万円
漁村地域の再生を図るため、漁業者自らが浜の改革を推進していくための「浜の活力再生プラン」の策定・実行を支援します。また、複数の漁村集落において、各浜の機能分担を通じたネットワーク化を推進していくための「浜の機能再編広域プラン」の策定を支援し、浜の協業化等を促進します。
(補助率：定額、定額(1/2相当))
事業実施主体：民間団体
2. 水産多面的機能発揮対策 3,500(3,500)百万円
漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する「国民の生命・財産の保全」、「地球環境保全」、「漁村文化の継承」に係る活動への支援を通じ、水産業・漁村の活性化が図られるよう取り組みます。
(補助率：定額)
事業実施主体：民間団体
3. 離島漁業再生支援交付金 1,381(1,235)百万円
離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金の交付による支援を行います。
また、初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、新たに離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。
(補助率：定額)
事業実施主体：地方公共団体

お問い合わせ先：
1、3の事業 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)
2の事業 水産庁計画課 (03-3501-3082)

浜の活力再生プラン等支援事業

【平成27年度予算概算要求額 150(50)百万円】

漁業者の所得向上による浜の活性化を目指すための浜の活力再生プランの策定・実行を支援。さらに、各浜の機能分担を図り、漁村集落のネットワーク化による地域全体の活性化を目指す取組を支援。

◆浜の活力再生プランの策定・実行を支援

浜の活力再生プラン 策定推進事業

「浜の活力再生プラン」の策定にかかる経費を支援
※国はプラン内容を確認し、承認を行う

支援

浜の活力再生プラン 実行向上支援事業

浜の活力再生プランの確実な実行を図り、マーケットインの発想の下での取組の向上を促すため、プラン策定地区に対し、専門家派遣による指導・助言等のフォローアップ支援

浜の応援団
との連携



◆浜プランに基づき、複数の浜で浜のネットワーク化や協業化を目指す取組を支援

浜の機能再編広域プラン 策定推進事業

複数の浜のネットワーク化を図り、地域全体の活性化を目指す「浜の機能再編広域プラン」の策定にかかる経費を支援

支援

機能再編活性化支援事業

広域プランに基づき、複数の漁村集落で取り組む浜の機能再編や活性化に資する協業化などの取組を支援

＜活動例＞

- ・産地市場、加工、冷凍施設等の再編に向けた取組
- ・地域の共同ブランドの開発や高付加価値化の取組
- ・漁港機能の再編に伴う港内泊地の有効利用(増養殖機能の付加、蓄養水面への転換)等

浜同士の連携
観光や交流
との連携



プランを実行して
浜の活力再生!

76 漁船漁業・担い手確保対策

【4, 982 (931) 百万円】

対策のポイント

- ・資源回復に必要な強度な公的資源管理措置導入に伴う経営の多角化等の収益性向上のための取組への支援を新たに行います。
- ・人材の育成・確保等により、持続的な漁業生産構造の確保や漁業活動を担う経営体の育成を行います。

<背景/課題>

- ・我が国漁業は、燃油価格の高止まり等により厳しい経営環境にあります。
- ・このため、資源管理措置に対応した収益性の高い操業体制の構築や、漁業の将来を担う人材の確保・育成等が急務となっています。

政策目標

毎年度2,000人の新規漁業就業者を確保

<主な内容>

1. 漁業構造改革総合対策事業 [新規] 3,800 (一) 百万円

漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するため、改革型漁船の導入等による、収益性向上の実証への取組を支援します。また、その中で、大幅な漁獲可能量(TAC)の削減等強度な公的資源管理措置が導入される場合、漁業経営安定を目指した他魚種転換等の経営多角化等、収益性向上のための取組に支援をします。

補助率：定額

事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

2. 漁業を担う人材の確保 893 (632) 百万円

漁業への新規就業・後継者等の育成を促進するため、漁業への就業前の青年に対する給付金の給付、就業・定着促進等のための長期研修、漁村地域のリーダーを中心とするグループや女性グループによる意欲的な取組等を支援します。また、漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する「安全推進員」を養成するとともに遊漁船業者等への安全講習会等の実施について支援します。

新規漁業就業者総合支援事業 835 (566) 百万円

沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業 39 (44) 百万円

安全な漁業労働環境確保事業 20 (22) 百万円

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業 水産庁漁業調整課 (03-3502-8469)

2の事業 水産庁企画課 (03-6744-2340)

水産庁研究指導課 (03-3501-3864)

漁業構造改革総合対策事業

平成27年度予算概算要求額 3,800(一)百万円

漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するため、改革型漁船の導入等により、収益性向上の実証に取り組む場合に必要な経費を支援する。

さらに今回、「資源管理・経営多角化支援事業」を新設し、大幅なTAC削減に伴う個別漁獲割当制度等強度の公的資源管理措置が導入される場合、経営の多角化を行い収益性向上のための取組を行う者に対し、必要な経費を支援する。

支援内容

(事業の流れ)

- 1、改革計画に基づき、基金から支払われる実証経費を用いて実証事業を実施し、水揚金額を返還
 - 2、水揚金額で実証経費が賄えない場合は、この賄えない分を支援
- 支援割合等：事業の取組内容に応じ、3年を上限として、1/2、2/3又は9/10を助成

○改革型漁船の導入等による収益性向上の実証への取組を支援

- ・収益性改善、収益性回復のための事業
- ・「資源管理・経営多角化支援事業」を新設

①大幅なTACの削減に伴い、②個別漁獲割当制度等強度の公的資源管理措置が導入される場合であって、③同一系群を漁獲する同一漁業種類の漁業者グループについて、④漁業者グループ内の関係漁業者全体が、

○漁獲対象種の転換等

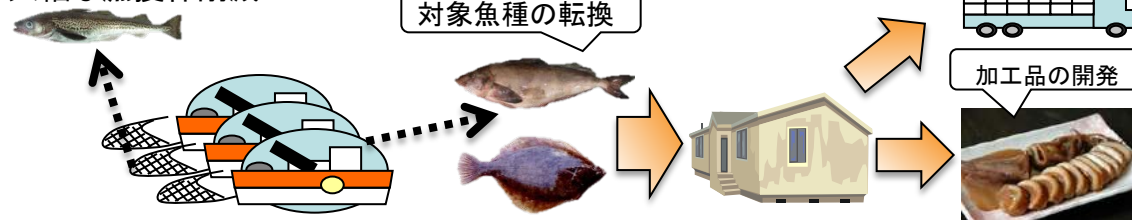
○加工流通手法の改善による付加価値向上への取組等

により収益性の向上に取り組む場合に必要な経費(水揚げ金額で賄えない実証経費の2/3)を支援する。

スケトウダラTACが大幅に削減された場合の
漁獲対象魚種の転換、付加価値向上の取組イメージ

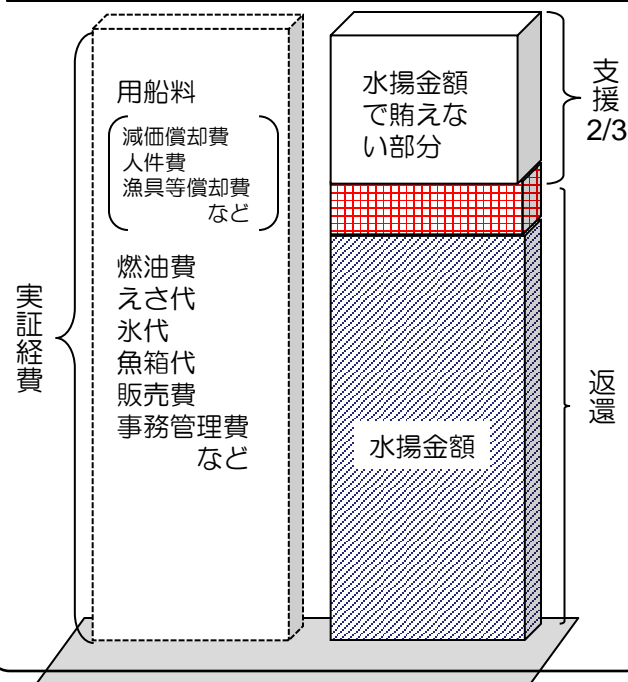
大幅な漁獲枠削減

対象魚種の転換



(もうかる漁業創設支援事業)

「資源管理・経営多角化支援事業」の支援イメージ



担い手確保対策

現状

- 漁業就業者は、10年間で2割減少し、約17万人(被災3県を除く)にまで減少。65歳以上が約4割を占める。
- 毎年2千人以上の新規就業者を確保すれば、ベテラン・中堅・若手のバランスの取れた漁業就業構造が実現。

新規漁業就業者総合支援事業【835(566)百万円】

- ・経験ゼロから始めても漁業に就けるトータルサポートの提供

青年就業準備給付金

漁業学校等で学ぶ若者へ就業準備金
(150万円/年、最長2年間)

就業関連情報の提供

HP等での情報の提供、各都道府県における就業窓口設置

講習・体験

都市部や地方において、就業のための座学や体験漁業等の開催

漁業就業相談会

都市部や地方の漁業就業相談会において就業希望者と漁業者とのマッチング

漁業現場での長期研修

実践的な長期研修を支援
雇用型:最長1年間
幹部養成型:最長2年間
独立型:最長3年間

技術習得支援

漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、安全操業等の知識の習得支援

就
業

沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業【39(44)百万円】

- ・漁村地域のリーダー育成や漁村女性の資質向上のための研修会開催等を支援
- ・漁村地域のリーダーを中心とするグループや女性グループによる意欲的な取組を支援

安全な漁業労働環境確保事業【20(22)百万円】

- ・海難事故の防止やライフジャケットの選定等
- ・漁船等の安全に関する講習会の開催

漁船等の安全確保対策の充実

毎年度2000人の新規就業者を確保

77 増養殖対策

【1, 536 (1, 296) 百万円】

対策のポイント

- ・ さけ・ますの新たな種苗放流、国際的なウナギ資源管理措置への対応、ウナギ種苗の大量生産システムやクロマグロの完全養殖の実証化を行います。
- ・ カワウや外来魚の被害防止対策や新たな駆除方法の開発等を支援します。

<背景/課題>

我が国の漁業生産量がピーク時から半減している中で、国民に水産物を安定供給していくためには、水産物の増殖及び養殖を一層推進する必要があります。

政策目標

主な栽培漁業対象魚種及び養殖魚種の生産量

(1, 572千トン (平成24年度) → 1, 739千トン (平成34年度))

<主な内容>

1. 増殖に関する支援事業 433 (351) 百万円

(1) さけ・ます資源回復推進事業 357 (251) 百万円

太平洋側サケの来遊数の減少要因を究明するための調査を実施するとともに、回帰率を向上させるための放流手法の改良等を支援します。

※ さけ・ます対策としては、別途、東日本大震災復興特別会計（復興庁計上）において、被災地における採卵用サケ親魚の確保を支援する措置を要求しています。

(2) 二枚貝資源緊急増殖対策事業 76 (100) 百万円

資源の減少が著しい二枚貝の人工種苗生産技術を開発するとともに、増殖手法の実証化の取組を支援します。

（委託費、補助率：定額、1/2以内）
委託先、事業実施主体：民間団体等

2. ウナギ対策関連事業 530 (423) 百万円

国際的な資源管理措置への対応を進めつつ、ウナギ種苗の大量生産システムの実証試験を加速化するとともに、ウナギ資源の生息状況調査、ウナギの遺伝情報を活用した系群判別、ウナギを含む内水面資源の生息環境の改善手法・放流用種苗の育成手法の開発等を実施します。

鰻供給安定化事業 154 (146) 百万円

ウナギ種苗の大量生産システムの実証事業

350 (250) 百万円

健全な内水面生態系復元等推進事業のうちウナギ対策関連事業

26 (27) 百万円

委託費、補助率：定額、1/2以内

委託先、事業実施主体：民間団体等

3. 健全な内水面生態系復元等推進事業 276(207)百万円
広域的な連携の下で行うカワウ・外来魚の生息状況調査に加え、カワウの個体数削減に向けた駆除等の取組を支援するとともに、河川流域等における外来魚（コクチバス等）の駆除手法を開発します。

（委託費、補助率：定額、1/2以内）
委託先、事業実施主体：民間団体等

4. 養殖に関する支援事業 296(316)百万円
クロマグロ増養殖の実現に必要な技術の開発及び次世代型陸上養殖技術の開発を実施するとともに、養殖業者の抜本的な生産コストの抑制手法や収入の増加に繋がる新たな養殖手法の開発支援に加え、新たに二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験を実施します。

（二枚貝の養殖等を併用した高品質なノリ養殖技術の開発事業[新規] 49(一)百万円
クロマグロ養殖最適親魚選別・確保技術開発事業 89(98)百万円
次世代型陸上養殖の技術開発事業 117(130)百万円
養殖魚安定生産・供給技術開発事業 42(46)百万円
委託費、補助率：定額、1/2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：水産庁栽培養殖課（03-3501-3848）]

増養殖対策の概要

【平成27年度予算概算要求額:1,536(1,296)百万円】

ポイント

- 太平洋側サケの来遊数の減少要因を究明するための調査等、増殖に関する事業を展開。
- 国際的なウナギ資源管理措置への対応、ウナギ種苗の大量生産システムの実証試験の実施。
- カワウ・外来魚の広域的な被害対策等、健全な内水面生態系の復元に向けた取組を推進。
- 陸上養殖を含む新たな養殖技術・手法の開発等、養殖業の振興に向けた取組を支援。

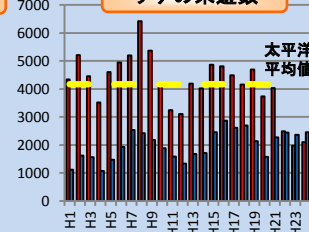
1. 増殖に関する支援事業 433(351)百万円

- 回帰率を向上させるための放流手法の改良や高品質な資源の造成を図る取組を支援
- 来遊数が減少している太平洋側のサケについて、降海後の稚魚の動態調査等により、減少要因を明らかにした上で、ふ化放流手法の改良を実施
- 二枚貝の人工種苗生産技術の開発とともに増殖手法の実証化の取組を支援

太平洋のサケ稚魚を集中的に調査



サケの来遊数



2. ウナギ対策関連事業 530(423)百万円

- ウナギ資源の増殖のための放流や海外の養鰻業者との資源管理に関する協議に対する支援
- ウナギ種苗の大量生産の実用化を加速させるシステムの実証試験を実施

ウナギ種苗の大量生産システムの実証



効果的な放流を実施



3. 健全な内水面生態系復元等推進事業 276(207)百万円(ウナギ対策関連除く)

- 外来魚の駆除手法の開発、地域間の広域的な連携による推進体制の下でのカワウ・外来魚の生息状況調査、被害防止対策等の取組を支援

カワウ・外来魚による食害



4. 養殖に関する支援事業 296(316)百万円

- 閉鎖循環式陸上養殖の最大の課題であるコストの低減等を目指し、技術の高度化・システムの統合環境制御等の導入・実証試験等を実施
- 二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験を実施し、品質向上を効果等を確認
- 資源・環境に優しいクロマグロ増養殖の実現に必要な技術開発の実施
- 養殖業者が自主的に取り組むことが困難な、抜本的な生産コストの抑制手法の開発を支援

閉鎖循環式陸上養殖の実証試験



・国民に対する安定供給の確保
・ウナギ資源の持続的利用
・栽培及び養殖魚種の生産量の回復

78 捕鯨対策

【2,050(1,722)百万円】

対策のポイント

ICJ判決を踏まえた新たな調査計画に基づく鯨類捕獲調査を円滑かつ確実に実施するため、非致命的調査や妨害行為への対応強化、国内外の研究機関との連携の強化等を実施します。

<背景/課題>

- 平成26年3月31日、国際司法裁判所（ICJ）は、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）は、国際捕鯨取締条約第8条1の規定の範囲内に収まらない旨の判決を出したところです。
- 当該判決においては、非致命的手法の実施に関する検討が不十分であること、目標サンプル数と実際の捕獲頭数の著しい乖離、他の研究機関との連携が不十分である等の指摘を受けたことから、今後の鯨類捕獲調査の円滑な実施のためには、これらの指摘を踏まえた対応を行っていくことが重要な課題となっています。
- さらに、南極海においては、平成27年度以降に捕獲調査を行う際にも、反捕鯨団体による妨害活動が引き続き行われることが想定されることから、鯨類捕獲調査を安定的に実施できるようにするための安全対策をとる必要があります。

政策目標

国際捕鯨委員会（IWC）の商業捕鯨一時停止（モラトリアム）の見直しに必要な科学的知見の収集

<主な内容>

- 1. 鯨類捕獲調査円滑化等対策** 1,162(1,111)百万円
南極海及び北西太平洋における鯨類捕獲調査が安全かつ確実に実施できるようにするため、妨害対策を強化します。
また、国際司法裁判所の判決に対応し、非致命的調査手法の導入に関する検討を行うため、多目的船の運航等を行います。
さらに、国内外の研究機関との連携強化、調査結果や鯨関連文化等の情報発信を行います。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：一般財団法人 日本鯨類研究所等〕
- 2. 南極海生物生態系調査事業〔新規〕** 178(一)百万円
非致命的調査手法の導入に関する検討を行うため、鯨類の餌生物の資源量や分布状況の調査を実施します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：一般財団法人 日本鯨類研究所〕
- 3. 鯨類資源等持続的利用国際推進事業〔新規〕** 69(一)百万円
鯨類の持続的利用に係る国際社会の理解を深めるため、持続的利用の支持国を広げるとともに、国際交渉の場において支援国との連携を強化します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体〕
- 4. 日本沿岸域鯨類調査事業** 295(265)百万円
我が国沿岸域における商業捕鯨の早期再開に向け、我が国沿岸域での捕獲調査・分析を実施するとともに、非致命的調査手法の導入に関する検討を行います。
〔補助率：定額、1/2〕
〔事業実施主体：民間団体〕
- 5. 鯨資源調査等対策推進費** 346(346)百万円
国際捕鯨委員会（IWC）と共同で北太平洋において、鯨類資源に関する目視調査等を実施するとともに、違法鯨肉の国内流通を防止するための鯨肉のDNA分析調査を実施します。
〔委託費〕
〔委託先：民間団体〕

〔お問い合わせ先：水産庁国際課 (03-3502-2443)〕

捕鯨対策

【平成27年度予算概算要求額2,050(1,722)百万円】

【対策のポイント】

○ I C J 判決を踏まえた新たな調査計画に基づく鯨類捕獲調査を円滑かつ効果的に実施するため、非致命的調査や妨害行為への対応強化、国内外の研究機関との連携の強化等を実施します。

判決において科学的調査に該当しないとされた点

非致命的手法の実施に関する検討が不十分

目標サンプル数と実際の捕獲頭数との著しい乖離

科学的成果が不十分

他の研究機関との連携が不十分

終期のない時間的枠組みに対する疑念

目標サンプル数の設定に関する検討が不透明・不明確であり不合理

判決を踏まえた対応

非致命的調査（バイオプシー調査、衛星標識調査、餌生物調査等）の実施に関する検討

目標サンプル数の未達成の要因である妨害行為への対応

調査結果の分析、報告の促進及び調査成果の広報・普及の推進

国内外の研究機関との共同研究及び交流の促進

その他必要な対応

我が国の捕鯨・鯨に関連する文化等の国内外への情報発信

捕鯨を支持する国々との連携の強化

平成27年度予算における対応

【鯨類捕獲調査円滑化等対策】 1,162(1,111)百万円

- 鯨類捕獲調査が安全かつ確実に実施できるようにするための妨害予防対策
- 非致命的調査手法の導入に関する検討
- 同手法の実行可能性の検証に必要な科学的データの収集を行う多目的船の運航
- 国内外の研究機関との連携強化、調査結果や鯨関連文化の情報発信



【南極海生物生態系調査事業】 178(一)百万円

- 鯨類の餌生物の資源量や分布状況の調査

【鯨類資源等持続的利用国際推進事業】 69(一)百万円

- 鯨類の持続的利用に係る国際社会の理解を深めるための持続的利用支持国の拡大と連携強化に係る取組の強化

【日本沿岸域鯨類調査事業】 295(265)百万円

- 我が国沿岸域で実施する鯨類捕獲調査に対し必要な経費を補助
- 非致命的調査手法の導入に関する検討

【鯨資源調査等対策推進費】 346(346)百万円

- 北太平洋における鯨類資源に関する国際捕鯨委員会(IWC)との共同目視調査等の実施
- 市場に流通する鯨肉のDNA分析を用いた調査



79 外国漁船の操業対策等

【15,768(14,162)百万円】

対策のポイント

我が国周辺海域における外国漁船の操業増に適切に対応するため、漁業取締体制等を強化します。

<背景/課題>

- ・外国漁船等による違反操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっていることから、漁業取締りを強化することが必要です。
- ・特に近年、中国漁船の大量越境操業など、外国漁船の違法操業が増える中、我が国漁業者の安全確保に資する漁業取締りの充実、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済への支援が求められています。

政策目標

- 我が国周辺水域における重要魚種の資源評価結果を各種資源管理施策等へ反映（毎年度52魚種・84系群）
- 漁業取締りの強化等による水産資源の適切な保存及び管理の推進

<主な内容>

1. 指導監督及び取締費 12,991(12,644)百万円

外国漁船の違法操業への取締強化の要請等に対応するため、最新鋭の漁業取締船を用船するなど漁業取締体制の維持強化を図ります。

〔事業実施主体：国〕

2. 韓国・中国等外国漁船操業対策事業 [新規] 2,500(―)百万円

漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分、外国漁船の操業状況の調査・監視等の外国漁船対策を支援します。

〔事業実施主体：一般社団法人 日韓・日中協定対策漁業振興財団 補助率：定額〕



お問い合わせ先：

- | | | |
|------|----------|----------------|
| 1の事業 | 水産庁管理課 | (03-3502-0942) |
| 2の事業 | 水産庁漁業調整課 | (03-3502-8469) |

外国漁船の操業対策等のうち 指導監督及び取締費

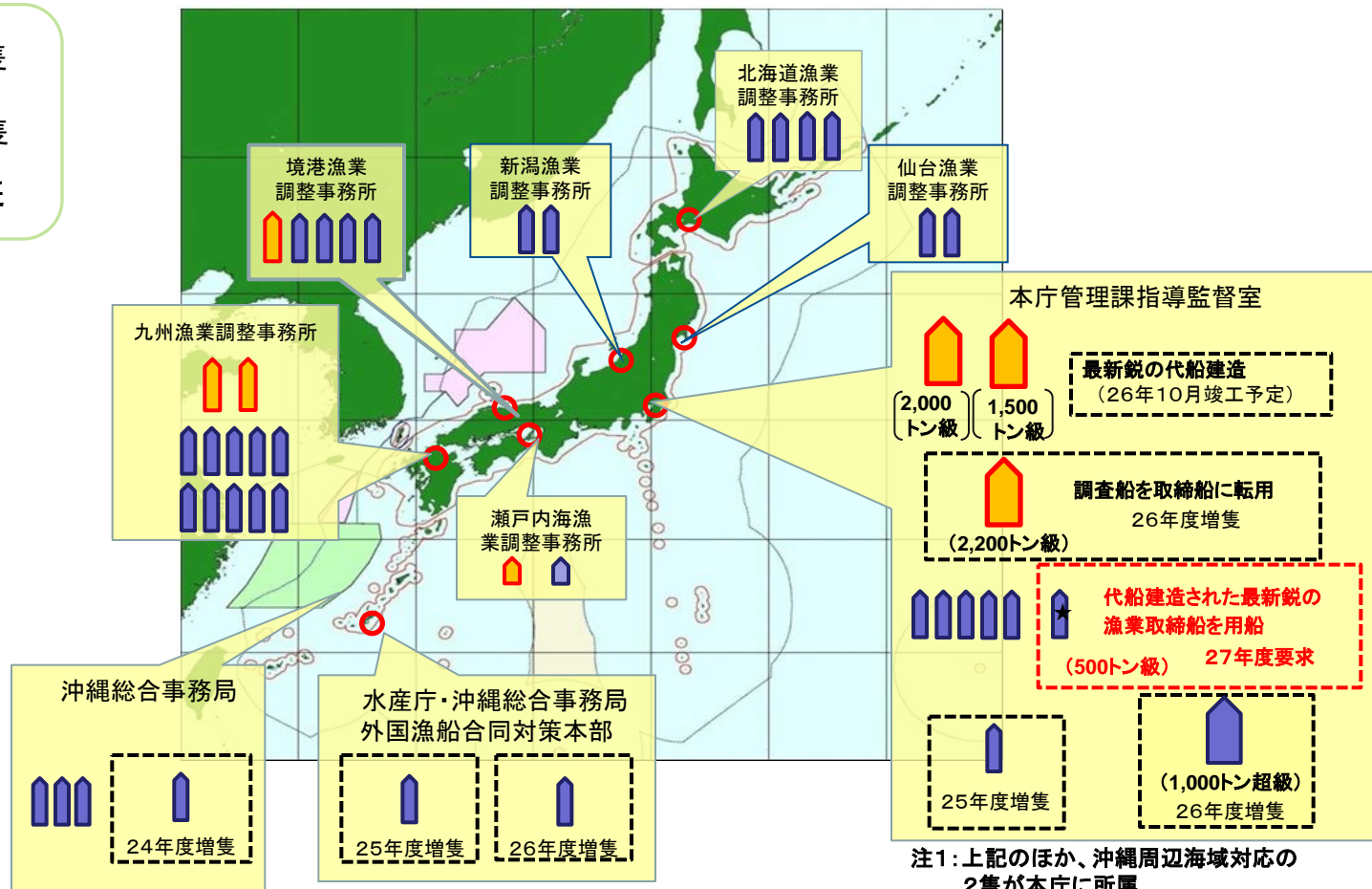
【平成27年度予算概算要求額 : 12, 991(12, 644)百万円】

外国漁船の違法操業への取締強化の要請等に対応するため、漁業取締体制の維持強化を図る。

-  官船(水産庁所有船) 7隻
-  用船(民間チャーター船) 37隻
- 合計 44隻

【漁業取締船の隻数の推移】(隻)

			合計
	官船	用船	
23年度	6	32	38
24年度	6	33	39
25年度	6	35	41
26年度	7	37	44
27年度	7	37	44



注: 上記の6隻体制で沖縄周辺海域に対応

注1: 上記のほか、沖縄周辺海域対応の2隻が本庁に所属

注2: 1,000トン超級の大型用船については、27年1月から配備予定

80 漁業金融・漁協経営対策

【1,977(1,833)百万円】

対策のポイント

- ・設備投資等の融資に対して金利を実質無利子化するための支援を実施します。
- ・保証人不要、担保は漁船等のみとする実質無担保・無保証人による融資を推進します。
- ・経営不振漁協の経営の改善・基盤強化を促進します。

<背景/課題>

- ・厳しい漁業経営状況が続く中、漁業者が融資を利用しやすくするとともに、意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子補給等による資金借入れの際の負担軽減（実質無利子化等）や実質無担保・無保証人による融資を推進する必要があります。
- ・また、漁業者の生産活動を支えるため、経営不振漁協の経営改善計画の実施を支援し、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する必要があります。

政策目標

- 漁業者の資金融通の円滑化
- 繰越欠損金を抱える経営不振漁協の削減

<主な内容>

1. 漁船・養殖施設整備等利子助成事業

361(377)百万円

認定漁業者が漁船の建造や養殖施設等の取得等のために漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金等を借り入れる際に利子助成（最大2%）を行うことにより、これらの資金の実質無利子化を図ります。

融資枠：70(66)億円
補助率：定額
事業実施主体：全国漁業協同組合連合会

2. 無担保・無保証人型の融資の推進

(1) 無保証人型漁業融資促進事業

675(535)百万円

保証人を不要とし、担保は漁業関係資産（漁船等）以外は新たに求めない保証への支援を実施し、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進します。

保証枠：396(292)億円
補助率：定額、1/2、2/5、1/3
事業実施主体：漁業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金

(2) 漁業経営改善支援資金融資推進事業

170(160)百万円

認定漁業者に対する漁業経営改善支援資金について、保証人を不要とし、担保は融資対象（漁船等）のみとする融資の推進のため、漁業者のニーズを踏まえ融資枠を拡大し、必要な額を(株)日本政策金融公庫に出資します。

融資枠：70(58)億円
補助率：定額
事業実施主体：(株)日本政策金融公庫

3. 漁協経営改善推進事業

328(302)百万円

東日本大震災の影響や資産自己査定等の導入等により漁協を巡る経営環境が厳しさを増していることから、経営不振漁協の解消のため、漁協が経営の改善・基盤強化のために借り入れる借換資金に対し、利子助成、保証料助成及び求償権償却経費助成を実施します。

融資枠：20(25)億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：水産庁水産経営課 (03-6744-2345)]

漁業金融・漁協経営対策

【平成27年度予算概算要求額 1,977(1,833)百万円】

- 設備投資等の融資に対して金利を実質無利子化するための支援を実施します。
- 保証人不要、担保は漁船等のみとする実質無担保・無保証人による融資を推進します。
- 経営不振漁協の経営の改善・基盤強化を促進します。

<主な内容>

<無利子融資の推進>

漁船・養殖施設整備等利子助成事業[拡充]
361(377)百万円

認定漁業者及び自然災害による被災漁業者が漁船の建造や施設の整備等のために漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金等を借り入れる際に利子助成(最大2%)を行うことにより、これらの資金の実質無利子化を図り、金利負担を軽減

- ・ 無利子化期間:原則5年(漁船:10年)
- ・ 助成対象融資枠:70(66)億円
(うち自然災害8(8)億円)
- ・ 助成対象資金:漁業近代化資金、公庫資金

<無担保・無保証人型の融資の推進>

1. 無保証人型漁業融資促進事業[拡充]
675(535)百万円【保証枠 396(292)億円】

保証人を不要とし、担保は漁業関係資産(漁船等)以外は新たに求めない保証への支援を実施し、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進するための保証を支援

2. 漁業経営改善支援資金融資推進事業[拡充]
170(160)百万円【融資枠 70(58)億円】

認定漁業者に対する漁業経営改善支援資金について、保証人を不要とし、担保は融資対象(漁船等)のみとする融資の推進のため、融資枠を拡大し、必要な額を(株)日本政策金融公庫に出資

<漁協経営対策の推進>

漁協経営改善推進事業[拡充] 328(302)百万円【融資枠 20(25)億円】

経営不振漁協の解消のため、漁協が経営の改善・基盤強化のために借り入れる借換資金に対し、利子助成、保証料助成及び求償権償却経費助成を実施

81 漁場環境保全・技術開発・普及推進

【1, 570 (1, 626) 百万円】

対策のポイント

- ・トド等の有害生物による漁業被害対策、有明海等における漁場環境の改善策の検討、藻場・干潟の造成等の推進を支援します。
- ・水産業の省エネルギー・低コスト化に資する新技術の実証を支援します。
- ・国の重要施策の現場展開や新たな技術・知識の導入による漁家経営改善等を、国と道府県との協同事業である水産業普及改良事業により推進します。

<背景／課題>

- ・我が国周辺水域の漁場環境は、トド、大型クラゲ等の有害生物や赤潮の出現等で悪化しており、国として、有害生物等による漁業被害の防止、漁場造成技術の開発、赤潮・貧酸素水塊の発生対策等を推進していくことが必要です。
- ・漁船漁業は化石燃料への依存が大きいことから、省エネ・低コスト化に対応する技術の実用化が喫緊の課題となっています。

政策目標

- トド等の有害生物による漁業被害の抑制（トドによる漁具被害を平成24年度被害額（5億3千万円）以下に抑制）
- 水産業における10%以上の省エネ・低コストを実現する新技術の実用化
- 毎年2,000人の新規漁業就業者の確保

<主な内容>

1. 有害生物漁業被害防止総合対策事業 504 (504) 百万円
トド等による食害や漁具被害の発生防止・軽減を図るための対策（休業者も含めた漁業者による追い払い、駆除、陸上処理、漁具の改良等）、オットセイ対策に必要なデータ収集（出現個体数等）、日中韓による大型クラゲ国際共同調査等を総合的に行うことを支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

2. 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業 454 (625) 百万円
漁場環境や生物多様性を保全していくために必要な漁場造成技術の開発、赤潮・貧酸素水塊の発生対策、生物多様性の保全及び持続可能な漁業の実現など各般の対策を推進します。

（委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等）

3. 漁船等環境保全・安全推進技術開発事業 111 (29) 百万円
漁船漁業や養殖業等の省エネルギー・低コスト化に資する新技術の実証、漁船の安全性向上のための技術開発（船首浮上抑制システム等）を支援します。

（水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業 [新規] 61 (－) 百万円
安全性向上漁船等設計・開発事業 [新規] 50 (－) 百万円
委託費、補助率：定額、1／2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等）

4. 有明・八代海の漁業・養殖業の効率化のための技術開発事業 [新規]

39 (一) 百万円

有明海の漁場生産力の向上を図るため、ノリの色落ち・赤潮の原因となる有害プランクトンやアサリ資源に壊滅的な影響を与えているホトトギス貝の発生、分布状況を解析する手法を開発します。

(委託費)
(委託先：民間団体等)

5. 水産業改良普及事業交付金

69 (69) 百万円

水産に関する様々な施策や技術開発の成果等を水産業普及指導員が漁業現場に普及し、沿岸漁業の生産性の向上や漁家経営の改善等を図ります。

(補助率：定額)
(事業実施主体：道府県)

(お問い合わせ先 :
1、2の事業 水産庁漁場資源課 (03-3502-8486)
3、4、5の事業 水産庁研究指導課 (03-3501-3864))

82 有明海再生対策

【1, 850 (1, 462) 百万円】

対策のポイント

有明海等の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海沿岸4県が協調した、海域環境等の調査、魚介類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進します。

<背景/課題>

- ・有明海等については、依然として、赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど環境改善が十分進んでおらず、海域の環境の悪化が危惧されています。
- ・また、アサリやタイラギなどの水産有用二枚貝類の有数の産地でありましたが、近年は環境の変化等に伴い生産が低迷しています。
- ・有明海等の再生に向け、関係漁業者などの意見も聞きながら、有明海沿岸4県が協調して、有明海等の海域特性に応じた取組の充実を図る必要があります。

政策目標

有明海の再生

<主な内容>

1. 海域環境等の調査

(1) 有明海特産魚介類生息環境調査委託事業 600 (300) 百万円

有明海の再生に向けた有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査を実施するとともに、有明海沿岸4県が協調して産卵場や成育場のネットワーク等に配慮した海域環境の改善を推進するための調査を実施します。

委託費
事業実施主体：地方公共団体

(2) 国営干拓環境対策調査<公共> 328 (328) 百万円

有明海の環境変化の要因解明に向けて、水質や底質及び生態系の変化等に関する調査を実施するとともに、環境保全対策などの対応を検討します。

国庫負担率：10/10
事業実施主体：国

2. 魚介類の増養殖対策

(1) 有明海漁業振興技術開発事業 400 (400) 百万円

有明海の再生に向けた、有明海沿岸4県が協調して行う有明海特産魚介類の増養殖技術の開発を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

(2) 有明・八代海の漁業・養殖業の効率化のための技術開発事業 [新規]

39 (一) 百万円

有明海の漁場生産力の向上を図るため、ノリの色落ち・赤潮の原因となる有害プランクトンやアサリ資源に壊滅的な影響を与えているホトトギス貝の発生、分布状況を解析する手法を開発します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

(3) 二枚貝養殖等を併用した高品質なノリ養殖技術の開発事業 [新規]

49 (一) 百万円

ノリ養殖漁場及び二枚貝（アサリ、カキ等）増養殖漁場において、二枚貝を用いて栄養塩の循環と珪藻類の発生状況との関係を明らかにするとともに、二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験を実施します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

3. 漁場改善対策

(1) 各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業

322 (322) 百万円

有明海の漁場生産力の向上を図るため、漁業者自らが行う泥土の除去や有害生物駆除等による漁場の改善・維持手法の開発・実証を行います。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

(2) 有明海水産基盤整備実証調査<公共>

112 (112) 百万円

タイラギ漁場再生のため、^{おうとつふくきうねがたこう}凹凸覆砂畝型工実証を行うとともに、成貝への成長に必要な好適環境条件の解明、覆砂漁場の維持管理手法の開発等を行います。

〔国庫負担率：10/10〕
〔事業実施主体：国〕

(関連対策)

水産基盤整備事業（水産環境整備事業）<公共>

12,847 (11,071) 百万円の内数

有明海等の海域特性に応じた漁場環境の改善を図るため、関係県の連携による覆砂・海底耕耘等の漁場整備を推進します。

〔国庫負担率：1/2等〕
〔事業実施主体：地方公共団体等〕

お問い合わせ先：

1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-1709)
2(1)、(3)の事業 水産庁裁培養殖課 (03-3501-3848)
2(2)、3(1)の事業 水産庁研究指導課 (03-3591-7410)
3(2)、(関連対策)の事業 水産庁計画課 (03-3502-8491)